

す。

なお今回の審議に当りまして出席委員の総意をいたしまして、物品税については毎回多数の請願及び陳情があつて極めて問題が多いと考えられるので大蔵委員会といたしましては、適當の機会に大蔵省当局及び業者その他関係者を招いてその意見を聞き、十分検討を加えるべきであるとの意見がありましてこのことを付加えて申上げておきます。

以上御報告申し上げます。

○理事（大矢半次郎君） 只今報告のありました請願及び陳情につきましては小委員長の報告通り決定することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事（大矢半次郎君） 御異議ないものと認めます。よつて小委員長報告の通り決定いたしました。

○理事（大矢半次郎君） 次に公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件を議題といたします。

本件につきましては去る十六日大蔵、労働連合委員会におきましてすでに提案理由の説明を聴取しておりますので、本日は提案理由の説明を省略し、直ちに質疑に入ることにいたしました。存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事（大矢半次郎君） 御異議ないものと認めます。

次に本件につきましては、只今今井仲義委員長及び平林全孝委員長が出席されておりますが、いずれも参考人としてその発言を許可することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事（大矢半次郎君） 御異議ないものと認めます。

それではこれより質疑に入ります。

○菊川孝夫君 政府側からどなたが見えておりますか。

○理事（大矢半次郎君） 政府側からは今泉日本専売公社監理官が見えております。なお公社側からは勝田副総裁及び小川総務部長……。

○菊川孝夫君 今泉監理官にお伺いしますが、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件というのは、第十六条の二項は、「国会に付議して、その承認を求めなければならない。」というふうな表現になつておるのであります。政府としては承認をして下さいと、こう言つて出されて来たものでありますか、どうですか。この点をちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員（今泉兼寛君） 法文の建前は承認という文字だけになつておりますが、承認、不承認いずれか国会の御意思を表明して頂きたい、こういう意味であります。

○菊川孝夫君 この法文には、これを承認を求めなければならないと書いてあるの、不承認を求めなければならないというふうな字句はないのであります。どつちでもいい……、これは承認をあなたのほうで求めようとして来た場合に、国会で不承認になるのは、これは止むを得ない。ところが承認を求めなければならない。憲法の第七十三条にでも、或いはその他のどの法律でも、承認を求めるといふときには必ずこれは承認して下さいと言つて出すと書いてある。それを不承認にし

て下さいと、例えば条約を結んでおいて、国会に不承認して下さいと言つて出すというふうなことはできない。これは協定を結んだ場合も同じですが、これは協定を結んでおいて、承認でも不承認でもあなたのほうの御随意にしないで下さいというものはあり得ないと思ひますが、これは当然政府としては承認をして下さいと出しておることは了解して、その他のどの法律の条文を見ましても承認という字句はたくさん使われておりますけれども、承認という字句のある以上は、どうしても承認をして下さいと言つて出して来るべきで、承認が要らぬのなら出して来る必要はない、かように思ふのですが、この点について一つあなたのほうでは統一した考えを持つていらっしゃるかどうか伺ひたいと思ひます。

○政府委員（今泉兼寛君） いろいろ御意見はございましてよくございまして、政府といたしましては予算上資金上現在認められてゐる範囲内では不可能でありますから、これを如何ように取り扱計らいましようか、その文字の書き方がまあ承認を求めなくちやならんことになつておりますが、政府一存では決定いたしかねる。つまり予算上はこの前御説明申し上げました通り、まあ九億何がしかの予算が足りないわけでありまして、これをどういふふうにいたしましてしようかというところでこれをお伺ひ申上げるといふのが筋であらうと考えます。初めから何かもう政府が承認を求めるなら何か予算的な措置を講ずるといふまでできても伺ひしな

くちやならんはずでございますが、〔理事大矢半次郎君退席、理事伊藤保平君委員長席に着く〕

そこまで国会のあれを初めから何か拘束するようになつても如何かと、こういうふうな考えられますので、予算上こういうた事情になつておりますが、不可能な状況をどういふふうにいたしましてしようかというのを伺ひ申上げ、こういうふうなまあ私どもは考えております。

○菊川孝夫君 これは国会に伺つて、それから態度を決定しなければならぬといふ、こういう表現になつておらないので、きまつた以上はこれはまあ承認を求めるように出して行くと、こういうふうに出てゐるものが法律の建前だと思ふのです。この協定なり決定が下つた場合には、当然これは承認を求めようとするのが当然だと思ふ。それでは専売公社を監理されるあなたがたの立場としては、これは承認して欲しい、こういうつもりで出して来ておられるのですか。その点をはつきりしてもらひたい。

○政府委員（今泉兼寛君） 私も公社の監理官をやつておりますから、予算上資金上できるものならば御承認して頂きたい、こういう感じは持つております。併し現在成立してゐる予算、それから今度御審議を願つて頂いてゐる補正予算にいたしまして、いずれも予算的に現在の計上されておる予算ではできませんから、まあ国会の御意思を伺つた上で政府としては善処したい、こういう趣旨でございます。

○菊川孝夫君 そうしますと、あなたのほうでははつきり申しまして承認して止むを得ない、ところが予算がないので止むを得んからして承認なり、不承認なり先づ先にきめてくれ、で承認するといふ議決になつたら予算のほうの

処置はすると、こういうことでござい

ますか。

○政府委員（今泉兼寛君） 片方においては予算委員会のほうに補正予算として国会の議決、協賛を願うようにお願いしてあるわけでございまして、それから、やはりこちらの委員会の御意思とそれから予算委員会の御意思と私は結論においては同一になるべき筋合いのものであらうと考えるわけでございまして、従つてこちらのほうで承認する、こういうことになれば同時にやはり、本院の意思をいたしまして二つあるわけじやございせんので、そういう趣旨であれば、予算委員会のほうでそれに伴う予算的議決もして頂くといふことになるのじやなかろうかと考えるのであります。

○菊川孝夫君 それでは私はもう一つお伺ひしたいのは承認をするといふことが閣院で仮に議決されるとするならば、それに伴うところの今予算委員会へ出てゐる補正予算の範囲内ではできない、枠内ではできないとするならば更に第二次補正予算といふものを出さなければならん、こういうふうにあな

たは考へてゐるのですか。

○政府委員（今泉兼寛君） さう心得ております。

○菊川孝夫君 次に仲義委員長の今井さんにお尋ねしたいと思ふのですが、この承認を求めるという字句ですが、この前の労働委員会でも何回もこれを論議したのですが、それ、委員の間にもまだ統一した意見がないのです。十六条の二項は私たちの解釈としてはどうしても承認してもらひたい、こういうふうになつたけれども、予算がないが諸般の情勢からこれは協定を結

んだものであり、且つは裁定が下つたものであるから実施したいから承認をして下さいといつて国会に出して来るという建前の下にこの法律はできてゐるのだ、こういうふうな解釈してゐるのであります、あなたは、仲裁委員長如何にお考えでございますか。その点一つ、十分にこの点については仲裁委員会としてもこの十六条の解釈問題は相当これはしつかりした一貫した解釈を持つてやつて頂かんと、今後もしもゆるゆるの裁定を下されるたびに、或いは協定が締結されるたびにこの問題にぶつかると思ふのですが、統一した仲裁委員会の解釈というものはどういふふうになつてゐるかお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(今井一男) 御承知の通り仲裁委員会は三人の委員から成つておられます、而も委員のメンバーが御承知の通り創立以来大分変りました。従いまして仲裁委員会として全部を通じまして全く文字通りただ一つの解釈というわけには参りかねてゐるのが実態でございますが、併し大体的な方向は一致してゐるといふふうに申し上げられと思ひます。先ずこれは立法論になります、協定或いは仲裁そのものを国会に出す、そういうふうな文字になつておること自体が実はおかしいと思ふのです。若し仮に予算上の範囲内であるならば、率直に申して如何に高い賃金がきめられてもこれは国会も政府も全然お口出しのできないケースになるわけであり、たま／＼予算にひつつかつたような場合には国会の御審議となる、これはまあ予算上にひつつかかる場合に国会の御審議になることは当然で

ありますが、併し仲裁を定まり協定なりといふものを国会でも一度この協定や仲裁が妥当であるか、こういうた御審議を願う形になることは、こういう制度を設けた趣旨からいいたしまして、又この持つ法律的な意味からいいたしてもおかしいと思ふことは、かねがね一同が申しておることであり、併ししながら法文からいいたしますと、どうしてもこれは仲裁を定そのもの或いは協定そのものを国会に出さなければならぬ形にまあ説き及ぼさるを得ない。そこから非常にむずかしい法律論をしなければならぬことになつて来る原因があるかと思ひます。承認を求めるといふことは法律的形式論をいたしますればその承認の中に不承認も入つてゐるといふような議論もこれも一応できるだらうと思ひますが、併ししながら私も、特に私はつねに協定といふものはこの仲裁或いは協定という、特に公労法を作つた精神からいいたしまして、これの枠外に立つべきものが順序である。従いましてこれを単なるお取次の役割に立つてとが公労法の精神に副うやうなだらうと考えますので、そういう意味をくつつけて解釈いたしますれば、そのままたこれを国会に出して国会で承認して下さい、こういう提出の仕方になさるゝことが順序である、かように存じます。

○菊川孝夫君 それでは重ねて今井さんにお伺ひしたいと思ふのですが、大分仲裁委員会が設置されましたから何回も仲裁を定をお下しになつたわけであり、お下しになる前には仲裁という字句そのもの或いは仲裁という制度といふものの世界的な慣行といふものについては相当資料をお集めにな

つて御検討になつてゐると思ふのであります、大体世界の、アメリカやイギリスで特にやつてゐると思ふのであります、併し、そこで仲裁の裁定が下つた場合には殆んどまあ日本のように国の財政に關係するものもあるだらうと思ひますが、そういうものは外国では少いと思ふのですが、仲裁の裁定をやつて頂くといふことになつたら、必ずこれは労使双方、労働者側にとつて不利な場合も又経営者側、資本家側にとつて不利な場合においても双方我慢をして、これを必ず忠実に履行するといふところに仲裁の意義があるように思ふのであります、この世界各國の慣行といふものについてお調べになつた例がありますか。それともこの点について御検討になつてゐるかどうか、一つお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(今井一男) 御期待はなるほどの資料なり勉強なりは実は持ち合しておらないのでありますけれども、まあ私もこの間に聞いている範囲内ではそれほど仲裁といふ例は余り多くはないように思ひますが、それにいたしまして、例えば、オーストラリア、ニュージーランド、或いはアメリカ、イギリス等におきましても、殆んどこのでござつたものが實際に無視されるようなことは例がないやうなふうに向つてゐるのであります。ただイギリスあたりでやつております例の公務員に關するホイットレー・カウシンのような調停的な、団体交渉的な機関であつても、それがそつくりまともなればそのまゝ政府の予算に組み込まれて殆んど問題を起したことがない。我々といいたしまして、この仲裁のようによつて行けるやうな形といふのは決して労働問題の性質上うまい

恰好しやございせんので、でき得ればその前の段階でそれがうまくまとまるやうな形になつて行くことが、そのためには勿論労働者も、又その立場に立つ人間もいろいろ、勉強なり考える必要もありましようが、とにかくそういう慣行に持つて行かないと、今回の電産炭労働の争議を考えましても、将来の労働運動のためにも面白くないのではないかと、さういふ感じは持つております。

○菊川孝夫君 私も今後の日本の労働運動の行き方をずつと考へてみまして、今回の炭労働争議のような双方どうしてもなか／＼譲り得ないといふやうな場合には、今後今の仲裁委員会のやうなものが、而も相当權威づけられて、さうして最後はそれではもうどうしてこれだけストライキをやつても双方なか／＼譲り得ないし、解決しない、止むを得ないから仲裁委員会にかけて、白と出ようが黒と出ようがその判定に任せて一応それに従うことにしてその局面を打開することにしようといふやうに最後になつたら行くといふのが、一番私は先ず問題解決の、将来は別といたしまして、当面そういう考え方をいたしますか、慣行をだん／＼に樹立して行かん限りにおいては、最後まで力でぶつかり合うといふやうなことで、これは力の強いものは勝つといへばそれまでもありますが、それではちよつと今の日本の経済力の段階においては困難な場合が多いと思ふのであります、その意味において法律で設けられたこの仲裁委員会、而も初めの仲裁委員会の裁定といふものはいつともども、占領されておつた當時には一応これは占領軍の日本の財政に対する

いろ／＼のサゼツションといひますか、客観等があつたために実現不可能な場合もあつたので、これは一応今から考へて止むを得ないとしても、今後まあ独立いたしまして日本の財政に對してさう今までのように駐留軍から客観もないのでありますから、この際に仲裁裁定が出たら完全に履行されるやうにといふ一つの慣行を打立てるべき今回の裁定については絶好の機会ではないか。これがやがては日本の労働運動全体の一つの慣行をだん／＼と打立てて行くことになるのではないかと、さういふふうに私は考へてゐるのであります、さういふ点について今井さんにもう一度一つお伺ひしたいと思ひます。今まで扱つた経験に基いて一つ。

○参考人(今井一男) 特に専断裁定につきましてはこれで四回目であり、四回のうち一回は閣議決定限りで実施されまして、後の二回は国会に提出されまして、後政府が取下げまして実施されたのであります、今回はおつしやる通り独立後の第一号はまあ全部実現しないやうな空気にあることを伺つてゐるわけであり、只今御指摘の通り、今回のあの一歩誤れば殆んど回復すべからざる国民経済への影響を与えるやうな電産、炭労働の争議につきまして、若し中労委の中山氏の斡旋等がまあ仮に、それは細かに申しましたならばいろいろの言ひ分があることは私も十分了解できますけれども、さういふ理由をたてて若しけつとばされるやうな形になりますと最終的に收拾のつかない場面が予想されまして、その意味では私も多少労働問題に關係してゐるもの一人としてひ

そかに心配をしておつた次第でありましたが、そういった意味におきまして、或る場合にはこれを尊重しよう、或る場合にはこれを尊重するなというような行き方をとりまうと、あと／＼に相当する影響が出て来ることは申上げるまでもなからうと思つたのであります。勿論私どもの過去の経験からいまして、こういったものは如何に努力いたしまして、如何に公正、公平な立場をとりましても決して神様でない、而も僅かな時間に僅かなスタッフでやるのでありますからして、不行届きの点はいくらもあるかと思つたのであります。私どもはその不行届きの点は決して否認はいたさないものであります。併しながらその言いたい理窟を或る程度引込めてそうしてそれをまとめ行く。そうしてその言いたい理窟は更にその次の段階における是正に待つ。労働間の問題は決して一回限りの勝負ではございまして永久に続くものであります以上、そういったことは長い期間には十分是正の機会もございします。一旦そういった段階になり、そういった処置がとられたときには、極力あらゆる付けた理窟を抑えて、これを尊重して行くような傾向がとられまうと、非常に困つた事態が起るだらうと思ひます。特に仲裁委員会の立場から申しますれば、私どもが若干不満に思ひますことは、社会的に仲裁と調停、或いは仲裁と人事院勧告といったようなものがあるかも知れませんが、そういった形で受取られるような向が多いように思つたのであります。仲裁は申すまでもなく法律的に特殊な意義を持つておりますので、特殊な意義があるものは特殊な意義があるだけのお

取扱を頂かないと、その影響する程度も将来一層大きいものにならうか、かようなことも頭に浮んでおるのであります。

○菊川孝夫君 次に公社側の代表のたにちよつとお伺ひしたいと思つたので、公社としてはこの裁定が下つたら監督官庁の大蔵省に対してこれに伴う財産の措置、即ち追加予算の要求を直ちに提出しなかつたかどうか、それでいづれだけの額を出しなかつたか、それがどういふ理由で大蔵大臣からこれを却下され、削減されたか、この点を一つお伺ひしたいと思ひます。申請書とそれからこれに対して向うのほうからどういふ理由で断られたかを。

○説明員(勝田雄次郎君) 仲裁々定が出されまして、専売公社といたしましては予算の枠がございせんから予算の増加をお願いしたのであります。その財源といたしましては、その財源がかなり伸びておりますので、年度末までは約二億本の増加を見越しましてこの金額七億三千六百万円、

(理事伊藤保平君退席、委員長着席)

それに予備費を一億三千万円流用を承認願うようにいたしまして、不足額の八億六千六百万円の予算の補正方を申請いたしました。それで大蔵省といたしましてはこれに對しまして、二億本の売上増といたことが不確定だということでお断りを受けた次第でございます。

○菊川孝夫君 そうして二億本の売上増が不確定であるからという理由で削減をされて、それでは何本だけ売上増

になつてどれだけ認められたのでございしますか。

○説明員(勝田雄次郎君) それは全然不確定だということでございます。

○菊川孝夫君 一本も……売上増といふことはまあ一応見込にしましては不確定な財産であるから駄目だということこの八億六千六百万円全部認められないうことになつたのでございしますか。

○説明員(小川潤一君) 大蔵省はこれに對しまして御承知のように仲裁々定の一項目、つまり八月へ廻る点は国鉄並びに公務員との均衡があるからやはり駄目である。但しその他の裁定は認めようということになりました。なお裁定には書いてございせんが、裁定の精神であるところの年末手当も含みまして結局四億九千八百万円といふものは出してよろしいといふふうに承認を得たわけでございします。これは財源といたしましてはもと／＼今回の補正予算に載つております一億七千万円の奨励手当とそれから予備金に十三億あります。そのうち約三億を使つてよろしい、それから報奨金という項目で二千七百万円ばかり残つておりますので、それ

をかき集める、なお経費の削減等で六千五百万円浮かせる、そういったものをかき集めて今申しました仲裁々定第一項を除いては実施してよろしい、而も世間並みの年末手当は今申しました財源で賄う、こういったことでお下げ渡しがありまして、私らは団体交渉もそのラインで進めまして、先々月四満に団体交渉だけはまとまつた次第でございます。

○菊川孝夫君 仲裁々定が下つてからもう一遍又団体交渉をやる、それでそれがまとまつたというのはどうもおかしいので、又逆戻りして団体交渉、決裂、それから調停、仲裁々定が下つてからもう一遍団体交渉といふのは、これはもうそれこそ今、今井さんも証言されたように成つておらんと私は思ふのであります。裁定が下つたら両方とも黙つて見ておつてそのまますつと通つて行くといふような、国会で国の最高機関が財政上或いは日本の経済全体から考へて駄目だということて削除された場合には、これは両方とも了承しなればならぬと思ひますが、そうでないともまだ国会のほうではこれを審議してゐるときに、而も団体交渉では一応妥結をしたといふようなことになりまうと、一体もう今後仲裁々定といふものは一つの何と言ひますかサゼツシヨンのものになつてしまふ、何ら法的な拘束力も持たないし、今国会の議決を求めて来ておる最中にこれはもう妥結をしてしまつたのだといふようなことはもうおかしいと思ふ。あなたがたは良心的に今後そういうふうな行き方を、団体交渉、調停、仲裁、もう一遍団体交渉、そういうふうにして今後問題を解決して行くつもりで公社側としてもおられるか、この点については組合側からも一遍御意見を伺ひたいと思ひます。

○説明員(小川潤一君) 勿論今回の形式は非常に公社側といたしましては不満足でございまして、裁定そのまますま實行したく、団体交渉なんか勿論必要だと考へておつたのでございしますが、非常にいろいろ／＼な状態になりまして交渉は遺憾としております。今後は仲裁裁定が下ればそのまますま解決するといふように一つお運びをお願いしたいと、公社側は思つております。

○菊川孝夫君 副総裁にお尋ねしたいのですが、今後今のように賃金が上る段階、今の状態はこう上つて行く裁定が下るのですが、これはさういふものも上つて行つたら限界がないのでありまして、一人二十万円も果してもらふといふことにならんとしたらぬと思ふので、いつかはさうと平行線をたどるかやがては少しづつ落着くに従つて貨幣価値も上るに従つては名目的な金額といふものは下る段階が必ずあると思ふ。その下げるようなときに、これを一割下げるとか、諸般の物価も落着いて来る、それから日本の貨幣価値も上つて来るといふことになると、金額だけは下るような段階がこれは必ずあると思ふ。いつも／＼毎年々々このように一割、二割と上げて行つたんじやきりがないのでありますから、結局は恐らくあなたがたのほうから逆に一割下げてもらいたい或いは二割下げてもらいたい、一般的に物価もどんとん将来下つて行くという時代が必ずあると思ふ。而もあなたがたのほうから、仲裁の経営者側から仲裁の裁定を求めなければならぬ段階があると思ふので、そういう際にはこれは裁定が下つたら組合員は恐らくそのまますまぐれといふふうになつて行かなければならぬと思ふ。そういうときに、今まで四回も裁定が下つてもすべつた転んだで必ず實行されていない。初めて下るという段階になつたときに、そんなことは呑めん、そんな馬鹿なことはできないと言われたときに、どうするつもりであるかと思ふのであります。その点について一遍御意見を伺ひたいと思つたのであります。

○説明員(勝田雄次郎君) これは将来

の問題でありまして、なか／＼まだそういう場面にあつたこともありませんし、又いつあやうもわかりませんが、そういう場合にもやはり私たちのほうとしましては長年つき合つておる組合の諸君でありますから、まあ適当に処置をしたと思つております。

○菊川孝夫君　そうするとそういう場合でも今の工合で裁定が下つたら、もう一遍団体交渉をやつて、裁定が一割下がるのが適当だと下つても、又一割八分くらいに値引することがあり得るというふうに考へておるのですか。

○説明員(勝田雄次郎君)　まあそういうふうなことは行くまいと思ひます。裁定通りやることになると思ひます。

○菊川孝夫君　最後にそれなら副總裁にもう一遍お伺ひしたいのでございすが、あなたのほうではビースの二億本の売行増を見込まれてこれだけの計画書を出したというのでありますが、これは不確定だといつて大蔵省から拒否されてその結果完全実施ができなくなつたとおつしやるのでございすが、副總裁の見通しとしては、この大蔵省として不確定だといつても二億本の売上げ増加を必ず確信を持つて実現できる、こういう確信の下にこれは申請されたのでございしますか。この不確定だといふのはこれは結果を見てみなければわからぬのでありますが、その結果若し年度末に参りまして、この二億本ができたということになつた、売上げ増加が実現した場合におきましては、更に、不確定であつたけれどもこれは確定したというので何らかの処置を講ずることができるのであります。

か、その点についてお伺ひしたい。

○説明員(勝田雄次郎君)　二億本の増加につきましては公社としましてはまあ確信を持つて申請したわけなんですけれども、或いは二億本はもう少し増すかも知れませんが、とにかく二億本だけは必ず売上は増加する、こう考へました次第でありまして、年度末に行きまして二億本増加して金がそれだけ殖えたとして申しまして、これは資金が殖えたのであつて予算がありませんから何ともいたし方がないのであります。それはすべて専売益金として国庫に納まるわけでございします。

○菊川孝夫君　その際にはこの裁定の、仮にです、今の議決を求める際に国会におきましてそれは二億本の不確定だといふ大蔵省のほうで判定したのが実現できた場合には、或いは年度末においてこれを報奨金その他の増額によつてやることのできるというような議決をしておいた場合には、更に第二次補正等について大蔵省に對して言質をとつてやる、第二次の補正をしてもらうように。これは不確定だと向うは言うけれども、こちらは確定だといつて必ず意見が対立して、結局監督官庁の判定で押えられることになるわけでありまして、今監督官も来ておられますけれども、その不確定が確定した場合におきましては、何らかの年度末において措置を講じ得るのでありますかどうか。更に予算の第二次補正というような恰好でやらなければならぬと思ひますが、監督官それはできるのてございしますか、その点についてお伺ひしたい。その両者の話合はどうなつておるのか、いま一遍お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(今泉兼寛君)　公社側としては、相当確信を持つてあと年度末までに補正予算で見積を立てた以上、二億本くらいは売れるだろうというところで、新しい財源がこれでできるから再補正をしないといふという要求があつたのでございしますが、今副總裁からもお話のありました通り大蔵當局といたしましては補正予算を組んでまだ間もないことでもあるし、十一月の実績だけを見てあと十二月もまだ残つておりますし、一、二、三と残つておる状況において更に二億本売れるというこの確実性を以てこの予算を組むということとはやはり危険であるという立場から、そういう見込で予算を増額するわけには参らぬというところで、お断りしてあるわけでございします。が、あと実績として本場に現われた際はどうかという問題は、これは又不確定なことをまだ言えないというやうなことは通り一遍の御答弁になるかと思ひますが、その点の約束は何ら現在のところいたしておりません。

○菊川孝夫君　総務部長にお伺ひしますが、じゃ団体交渉といひますが、仲裁裁定の具体的実施についていろいろ打合せされたと思ひますが、団体交渉といひますが、仲裁裁定の実施のためには折衝されたと思ひますが、その折衝段階におきまして最初に大蔵省に申請したビース二億本その他の財源の見通しが立つた場合には、更に完全実施のために何らかの考慮をするというやうな両者間の申合せができたのでございしますか、できないのですか。

○説明員(小川潤一君)　残念ながらそういう協定はできませんでした。とい

いますのは、不確定要素でございしますし、私も組合から相当要求がありまして、財源ができたときには何とかしるという申入がありまして、何せ歳出を予算で抑え付けられておりますので、公の立場としてそういう契約はできないと拒否いたしました。

○菊川孝夫君　それでは最後に、もう仲裁裁定の意義については今まで何回もこれはやつておりました、どうして専売公社並びに専売監督官、まあ久米さんが監督官をやつておられまして、これ以上原則論は抜きにいたしまして今度は組合側の平林君にお伺ひしたいと思ひますが、当監督官側がお立てになつたビース二億本の財源八億六千六百万円、これはまだほかにそればかりではなく光その他のものもあるだろうと思ひますが、組合側として見た場合にほかに捻出する余地があるか。その他経費の節約それから従事員の努力によつてこれだけぐらひは必ずできるといふ余裕がある点、經理面をいろいろ検討した場合にあつたかどうか。その点について折衝の際には組合側としては構想も持つて臨んだらうと思ひますが、この点を最後にお伺ひしたい。

○参事(平林剛君)　経営者でありませんから細かいことはわかりませんが、私も今度の現段階において裁定を実施するに必要な金は裁定二項における二億四千万円にしか過ぎない、こういうふうには考へられます。現段階におきましては裁定第二項にありましように、八月から十月までの分について一時金として支払う。こういう分だけ裁定が不可能になつておりますから二億四千万円が現段階における金額であります。私はこれは大専売公社でありますし、この程度の金がないなどということは常識的に考へられないことでもあります。専門的なことを申し上げるまでもなく、二億四千万円程度の金が専売公社に余裕がない、こういうことは常識から見て考へられぬことでもあります。仮に専門的に我々が団体交渉によりましたところにおきましても、予備費がなお十億円ほど余つております。現在でもなお予備費が十億円ほどあります。公社側がこれは葉たはこの購入のために必要であると言つておりますが、不確定なものでありまして、不確定なものについてこれだけ用意されておるのでありますから、更に二億四千万円程度の予備費を法律を尊重するために、紛争を起さないために使うという意思さえあれば、或いは国家において、政府においてそういう意思さえあれば流用ができるものであると考えておるものであります。そのほかにおきまして先ほど公社側がビースを今後売りさばくという二億本のことにつきまして、現在におきましては二億本が必要ではないのであります。遙かにこれより少い数字で、二億本というのは八億何千万円を導き出すための今後の売行増の見込であります。二億四千万円の現段階におきましてはこれほどのものも必要ない、こういうことになりました。私は若しも国会において、裁定は法律の建前の通り尊重するといふ決定がありますならば、専売の従業員は、こぞつて国会のおきめになりまして今後の専売益金確保のために力を合せるであらうと、こう考

えるものであります。従つてそういうことから考えましても、私は裁定実施に必要な金はどこからでも出て来る、こう考へております。参議院における審議に大きな期待を持つてゐるものであります。

○菊川孝夫君 最後はそれで副總裁にお伺ひしたいのは、労働組合というのは大体最後の対抗手段としては同盟罷業、怠業等を以て資本家に当るといふのは、これはもう世界の常識でございまして、労働組合でストライキやサボタージュをやらんといふのは、これは丁度鳴かぬカナリヤと同じだと思ふのであります。それは而もこれを目的としてやるのじやなくして手段として最悪の場合にやるというのには、これはもう世界的な、労働組合の歴史が始つて以来のあり方なんだと思ふのであります。その一番最後の手段を一応法律で以て禁止をする、その反対の給付として仲裁の裁定が下つたときには、双方ともこれを履行する、こういうことで一応憲法上の基本権だといふようなことを言つておられますけれども、一応むずかしいことは、抜きにいたしまして労働組合としての最後の対抗手段を法律によつて禁止するといふことは、一応理論的にもまあ成立つて来ると思ふのであります。従いましてその裁定が実施されないことによりまして、全専売労働組合は今そういうことをやると思ひませんし、やらないだらうと思ふのであります。将来において長い二年三年の間にはいろいろ問題も、又最近においても起り得ることはやはり考えなければならぬと思ふのであります。絶対にやらんといふことは、裁定が実施されるといふ

しましたら、そんなことはないだらうと思ひますが、実施されないためによつて起る紛争があるだらうといふことを一応考えなければならぬと思ふのであります。そういう場合に十六条実施といひますか、裁定なり調停なりが実施されないためによつて生ずる、十七条違反の疑いを生ずるような事件に對しましては、相当理解ある態度で以て臨んで行く方針を持つてゐるか、それとも十七条は表面通り解釈して臨んで行くつもりであるか、将来の総合対策のあり方として重大な問題だと思ひますので、この点について監理官並びに總裁のはつきりした御答弁をお伺ひいたしまして、そうして私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○説明員(勝田雄次郎君) 勿論理解ある態度で対処したいと思つております。

○委員長(中川以良君) 今泉監理官からも御答弁を願ひます。

○政府委員(今泉兼寛君) 私も、公共企業体としてこういう同盟罷業権が禁止されてゐるというその半面、仲裁裁定を尊重して、公共企業体組合側もこれを最終的結論に従ふといふ、この精神は政府といたしまして是非尊重いたしまして、菊川委員の御意見の通り、あらゆる検討をし努力をして守れるものは是非守つて、そういう慣行を作つて行きたいという点については全く私も同じ考えを持つております。遺憾ながら現在の国家財政の状況、これも又率直な私の意見ですが、単に専売だけが公共企業体でございせん、そのほかに国鉄も電通関係もあり、そういう関連全般を見ます際に、専売だけ資金的に仮に可能であつたにいた

しましたも、関連を持つて来る関係もございまして、そういう面から国家財政全般から考へて、財政の面だけでこの裁定を完全に呑むことができない。大部分が御案内の通り、呑んでゐるわけでございまして、八月、十月の週及の問題だけが呑めないといふことは非常に残念でございしますが、財政が許すなら将来こういう仲裁裁定といふものは政府としても全面的に呑んで、そういう立派な慣行を残して行きたい、こう考へてゐる次第であります。

○菊川孝夫君 どうも今の監理官の御答弁によると、八月から十月までの間は、この公務員関係、それから国鉄の関係、これに非常に気がねをして、まあ聞くところによると、八月からその間のたばこを三十四にも四十にも売つて國の収入をうんと上げてゐる。従つてこういうふうなことをやつてゐる場合にはどうしても余裕が生じて来る。そういう点からやればやれんことではないのだが、これはまあ税金として納めてゐるわけでございまして、公務員や国鉄なんかは、そういうふうな企業的な余裕はないので、それが実現できないためにどうも遠慮して、即ち政府のほうから大方針として十一月から実施、これだけは崩しちや駄目だといふような方針を強く支持してゐるといふふうな受取れるわけでございまして、けれども、そういう政府の方針に従つてあなたは監理官として公杜側に臨んでゐるような印象を強くするのであります。言葉の片鱗からちよいちよい出て来るわけでありますが、どうもそういう点が、あると思ひます。けれども、八月からそれがえらくベースが、公務員のほうは一万円台にかかわ

らず、専売が二万円、三万円といううなときには問題になると思ふが、八月から、十一月からといううなことは、それはもう大して私は他のよく似たような労働組合に悪影響を及ぼすようなことでもないと思ふのであります。この点について重ねて御答弁願ひたいと思ふ。

更に十七条の問題ですね。總裁は或る程度理解ある態度で、双方理解し合つて臨んで行きたい、こういう御答弁でございまして。これは私は重要な答弁だと思ひます。というのは、ほかにこれについてもう十七条については、毫末も譲らない峻厳な態度で、それは勿論程度の問題でありまして、何があつてもいいというのではない。ただ理解ある態度を以て臨むということをお言われたのであります。非常に含みがあつていい態度だと私は思ふのであります。が、監理官はこの点はどうか考へになりますか、この二点を伺ひたい。

○政府委員(今泉兼寛君) 第一点のほうにつきましては、私もまあ監理官としてだけの意見なら或いはいろ／＼な意味での個人的な意見も入りまして、或いは多少変つた意見も出るかと思ひますが、やはり政府委員として立つておられます関係上、国家財政全般のことを考えた上ではやはり専売公社のことも考へなければならぬという立場からさつきのような意見が出たわけでございまして、その点は御察願ひたいと考へております。

第二項の御質問につきましては、私もはさういふ公労法の建前でストライキのほうを禁止してゐる建前からいつて、どんな場合になつてもこういつた争議行為が起きないように、あら

ゆる点でこれはもう政府側としても努力を重ねて来た、こう考へておりますので、起きた場合に理解ある態度といふことしやなくて、起きないようにあらゆる点で政府側もあらゆる努力を重ねて来た、こういうふうな考へております。

○菊川孝夫君 そうすると起きないようにするには、やはり裁定を呑むといふふうにしなければならぬ。それが一番起きない方法だと思ふのですが、あらゆる手を通じてといふのは一体裁定を守ることによつて起きないといふことが一番つきりしてゐると思ふのですが、ほかにあらゆる方法とおつしやつたが、どういふ方法をお考へになつてゐますか。

○政府委員(今泉兼寛君) 将来の問題としては、いろ／＼なあれもございまして、現段階におきましては、八十八以外は全部呑むといふことで、衆議院のほうの附帯決議等においても御決議願つた点を忠実に履行して参りたい、こう考へております。

○菊川孝夫君 それでは衆議院のほうの決議は公務員と年末手当は先ず同じようにしたいと、こういうことだと思ふが、第一項は十一月実施をし、それからベース改訂は十一月から実施、それから年末手当については公務員と同じような方法、大体それと均衡を失しないようにしよう、こういう決議のうちに承知してゐるのでございまして、これにつきましては、公務員のほうでは今超過勤務手当の前払とか何とかいつて相当問題になつてゐるわけでありまして、これを専売公社のほうではどういふ処置によつて、即ち率直に言つて一・二五には少くともなる

ように処置をなさすことにあなたは考へになつてゐるのですか、その点をお伺ひしたい。

○説明員(小川潤一君) 実はこれを交渉したときには、まだ超勤の前私問題とはつきりいたしませんので、世間並と申しますか、どうしても一カ月というところが、標準だつたので止むなく組合との話し合ひは一カ月で折れてもらいましたが、仮にそれ以上のものが公務員に出るようになったときには、又改めて何か考え直してみなければならぬやないかと思つておる段階でございます。

○菊川孝夫君 止むなく一カ月ということでは、あとは予算的な処置を講じなくては、その程度は超過勤務手当の操作或いはその他の諸手当の操作等において世間並なことは言ひますか、それはできる自信がございますか。

○説明員(小川潤一君) 御承知のように大分争議ではありませんが、超勤拒否などの問題がありまして、若干支払わなければならないとしておりますし、あと〇・二くらいなら何とか予算を直さないでも、そういうものをかき集めれば世間並のことはできる財源はございます。

○松永義雄君 今超勤にはやはり超勤の予算というものがあつたのですか。

○説明員(小川潤一君) はい。

○松永義雄君 それから、このことはもう大勢のかたお聞きになつて同じようなことを繰返すようでは甚だ恐縮なんです、結局二億四千万円というほうは、ただ予算の面だけではいけない、他の面において見ても困るのだ、こういう理由からだけではこの裁定を認め

られない。こういうわけですか。

○政府委員(今泉兼寛君) 御意見の通り大体考えております。

○松永義雄君 そういたしますと、裁定に現われてゐる理論というかケースが出た筋道は正しかつた、この御覧になつておりますか。

○政府委員(今泉兼寛君) 裁定の結論につきましては、実施の時期以外は政府といたしましては妥当公平な結論だといふふうに承知しております。

○松永義雄君 十一月以降はよろしいというのですか。

○政府委員(今泉兼寛君) そうです。

○松永義雄君 そうしますと、先ほど聞いておりました我々素人でよくわからないのですが、予算が不確定である、二億本のピースが売れるかどうか不確定である、こういうお話ですが、予算というものは大体不確定なものじゃないですか、すべて国家の予算でも何にしても不確定じやありませんか、一つの議論なんです。更に社会良識というのですか、一つの税制を取りきめる場合、来年度から所得税の一部が改正される、そうすると、これがどういふふうに調整ができるか、その見通しについては客観的妥当性の観念に基づいて、これがいいのだというので責任を以て当事者がそういう案を作成されるものじやないかと思うが、この二億本が売れるかどうかというところは、あなたがた自信を以て過去の経験なり良識を以てやつておるわけで、これを不確定であるとおつしやるのはどうかと思ひます。その点御意見を。

○政府委員(今泉兼寛君) 実はこの裁定の出る前に補正予算としてはきまりまして、大体のたばこの売行見通しと

いうものは、これは見通してございませうが相当一ぱい見通して組んだわけでございます。推測は推測でございませうが確定と思ふ推定を下しまして、一ぱい一ぱい組んでおるわけでございます。その後裁定が出まして財源が要するということで、十一月等の実績がその補正予算を組んだ推定の数字に比べて若干上廻つておる、そういう状況であれば、公社側としてはこの上昇のラインを引いて行けば、先ほど見込が立つたピースの二億本くらい更に売れるのじやなからうか。これは公社側の立場でございませうが、大蔵省側としては、まだ十一月の実績だけを見て、若干補正予算に組んだのから上廻ると言つて、それを十二月から三月までその線で行くという見通しを立てるということでは危険じやないか。こういうことで推測は推測でございませうが、その確実な見込が公社側と大蔵省側とは意見を異にしてゐる。

それから更に仮に二億本が売れたといたしまして、その売上金額を以てこれをすべて、すべてとは申しませんが、その大部分を給与に充てることは如何か。それには必要経費もありませうし、そのほかこれは税相当分として専売基金として納付しなければならぬものもありませうので、仮にそういう売上があつたとしても、その使い方に

ついては給与だけに使うという問題と、それ以外のものに充てるという財源の問題もございまして、第一段階としてはそういう推測の問題から確定、不確定の見解の相違がある。仮にそういう推定が立てられるにしても、使ひ途によつて大蔵省と公社側との意見が必ずしも一致しないという現段階にあるわけでありませう。従つて、現段階において将来売れるであろうということ、その大部分を給与関係にすぐ廻すということとは如何であるかということ、今日更に再補正するということは、大蔵省としては考えていない、こういう段階でございませう。

○松永義雄君 今の答弁ではどうも売れるような気がすると、その抜道を今説明されてゐるような気がするのです、どうも私は性が悪いせいにかさういふような気がする。現段階において非常にデパートなんか売行がいい、購買力が案外ある、こういうことを言つておるのですが、そういう点について大蔵省としてはただ単に新聞記事ということではなくて、勤勞所得税についても考えるというので、一応の目途がちゃんと吐の中にあるのじやないかと思ひますが、その吐から見て二億本が売れるかどうかという目途は現段階としてついておると思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(今泉兼寛君) その点は補正予算を組む際に、当初予算に比べて二百十七億の増というところで見込んでおります。その二百十七億からの専売基金の増といたしまして、これも今度の補正で専売基金の中に計上してゐる、こういう状況でありまして、その点につきましては三月末にならなければわかりませんが、現段階においては補正で組んだ見通しのほうが確実じやないか、こういう見解を持つたわけでありませう。

○松永義雄君 それではあなたのおつしやるのは、補正予算を組んだ時期、片方のほうじやそれだけの売行はある、

あなたのほうは或いはないかも知れないというが、今はどうなんですか。

○政府委員(今泉兼寛君) 十一月の実績は補正に組んだのと比べて若干上廻つておりますから、そのカーヴそのまゝ持つて行けば公社側の言う通りになるかも知れませんが、大蔵省側としてはそのカーヴが必ずしも十一月、十二月、一月、二月、三月に向つて上つて行くかということについては非常に消極的な考えを持っております。

○松永義雄君 別なことを伺ひますが、予備費をこういう方面に使つても違法にならないのですか。

○政府委員(今泉兼寛君) 給与総額は予算総則で定まつておりますから、いわゆる給与には予備金のほうから廻しません。併しながら報奨金その他に若し予備金の余裕があつて廻す分には、その点は法制上許されております。

○松永義雄君 くだいようですけれども、超勤手当の手配がすでにしてあるというのですが、仮に臨時に特別な需要が起きて、超勤を要した場合、当初予算にはそういう事実は見ておらないといつたやうなことで超勤が起きた場合に、予算にはないのだけれども予備費から廻すというやうなことはできるのですか。

○説明員(小川潤一君) ちよつと私から。公社の予算には今度予算総則に弾力条項というのを書いて頂きまして、非常に売行が上つて増産をして行かなければならぬときは超勤もふえる。併し今御質問のような超勤は一定額しか入つていない、そういうときには売上の増収が起るときに、それに直接必要とする経費だけは給与総額の枠があつても予備費から廻してよいというい

第六部 大蔵委員会会議録第十五号 昭和二十七年十二月二十三日【参議院】

わゆる弾力条項が上つておりますので、それによつて増産の場合にはできます。ただ増産もしないで超勤をふやすという事は禁じられております。

○松永義雄君 とにかく大蔵委員会で調査、視察する場合に、労組の人たちがおれたちはこんなに一生懸命に働いてこんなに儲けているにかかわらず、我々の待遇の悪いのは何事だと、丁度あなたがたに申上げるように、我々もそういう説明を受けているということを一御記憶を願いたい。

○委員長(中川以真君) それではちよつとお諮り申上げます。午前中の質疑はこれで打ち切ります。休憩に入ります。午後引き続き又御質疑願いたいと思ひますが、それで御異議ございせんでしょうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以真君) それではさうなことに取計らいます。

そこで先ほど菊川委員から御質問のございました、国税庁の超過勤務手当の問題に關しまして、国税庁の會計課長が見えておられますので、御答弁をお願いいたします。

○菊川孝夫君 會計課長の羽柴さんちよつとお伺ひしたいのですが、今問題になつておりますのは、衆議院の予算委員会におきまして、公務員の年末手当の支給に關連いたしまして、超過勤務手当の繰上支給によつて操作をするというようなことを盛んに新聞でも書いてあるわけですが、大体私は超過勤務の繰上支給などという事は、私も勤務しておつた關係上、旅費の前払というようなことはあり得ないので、一体どういふことをやるうとしておるのかはつきりわからないのであり

ますが、これは事務上から行きますと、超過勤務の繰上支給などということは私は絶対にあり得ない。給料の繰上支給ならこれはありましようが、超過勤務の繰上支給など、これは月々きまつて行くと思ふのでありますが、非常に超過勤務問題がやかましくなつてゐるので、特にお伺ひしたいのは、徴税關係の事務におきまして、最近たびたびまあ臨時特例というので、所得税にいたしまして、税率も変れば基礎控除、勤勞控除等もその都度變つて行く、年末調整で。當面二十七年の所得税の臨時特例に關する法案が兩院を通過して、今日成立することになるのであります。従つて今日これを又徴税當局におきましてその調整なり、整理をするには非常に繁忙を極めると思ふのです。それは、税法というのとは大體簡單で処理し易くて、又皆に理解されるのが一番いいと思ふのでありますが、

それでは公平を失ふということからだん／＼複雑になりまして、なか／＼その途に携わつておる者でも、これを理解するまでには非常に骨が折れるのじやないかと思ふのです。僕も法案と取組む場合にも非常に夜遅くまでいろいろ關係法を引張り出して調べてみましたが、なか／＼頭に入りにくい。ましてこれは有能な税務官吏でございしたら、我々のようなことはしない。もつと早く入ると思ひますが、それでも私は間違ひであるとか、いろ／＼の陳情とかを受けなきゃならん、或いは是正をしないやならんというやうないろいろの問題が起きます。非常に事務も、繁忙を極めると思ひます。で過般の定員法の改正の際におきまして、国税庁の減員につきましては私たちが

そういう点を心配しまして、実は大蔵委員会としましては、国税庁の關係の人員削減につきましては、當委員會の満場一致の決議で内閣委員會に對して重大な申入をしたこともあり。然る後に或る程度人員削減も行われたわけでありまして、その際に国税庁長官が事務に支障は絶対に来さないからというお話がございましたが、最近私のところへ来る陳情、或いは我々がときどき外へ参りました際に、自分の關係している委員會の關係上、税務關係或いは財務關係を訪問いたしまして実情を聞くわけでありまして、その際にやかましく徴税關係の諸君から言われるのは、超過勤務手当につきまして予算がないという理由で、相當正規の勤務時間中は外來客であるとか電話等で細かい仕事はできないので、四時五時の退庁後に細かい仕事をどうしてやることになる、やらないと予定の仕事は捗らぬのでやむを得ず超過勤務をやる。ところが超過勤務をやつたが予算がないという理由で以て超過勤務手当が支給されない。而ももう超過勤務手当というものは、

【委員長退席、理事大矢半次郎君委員長席に着く】

今私の申上げました繰上支給そのものがおかしいと思ふのですが、ところが税務署あたりへ参りますと、頭割に超過勤務手当というものを頭で割つてしまつて一人当たり幾ら、これだけで以て一月の超過勤務は賄え、あとはそれ以上やつてもこれは超過勤務は出ない、こういう処置を講じているというやうなことを聞いてゐるわけですが、この点について會計課長として一つ御答弁願ひたいのは、超過勤務を実際に

やつた場合には正しく支払われておるか。それともそういう実情があるのではないか、税務署長のほうからも申請があるのではないか。或いは職員の間からそういう陳情と申しますか、あなたに對する請願等があるのじやないかと私は思ふのですが、この実情を一遍お伺ひしたいと思います。

○説明員(羽柴忠雄君) 御答弁申上げます。現在の超過勤務手当につきまして非常に足らぬというお説であります。これは組合を通じて特に最近いろ／＼聞いておるやうな状況でございますが、国税庁といたしましては一應超過勤務命令を出した分につきましては全部支払はいたしておるのがあります。命令した分以外にまあ自發的に協力するやうな形である若千の不足分があるわけであるというやうなことになるのじやないかと思ひます。特に現在も今お話のやうに年末になりましていろ／＼繁忙を極めますので、特にこの十二月につきましてはさういつたやうな不足分が出て来ておるといふふうに私は考えます。これにつきましては、補正予算の措置を待ちまして今度四千五百万というものを一應確保いたしまして、それによつて支給するのでありますが、まだこれだけでは十分じやない、こういうことで、更に四半期までの要するに今年度の全部の超過勤務手当というものの若干繰上をいたしまして、そうしてそれによつてその不足分を補つて行く、要するに大體中心は補正予算で補つて行くわけでありまして、補正予算も私どもの要求しただけのものは全部が全部通つてはおりませんので、それに対する補ひをいたしまして、

不足分を若干繰上げた形でやつて行きたい。そういうことにしまして、とにかく十二月までの繰上つきましての超過勤務手当については一応のものを確保して行く、こういうやうな方針で進んでおるのであります。それに伴つて當然四半期においては超勤が食われておりますのでやがて不足して来ると思ひますが、これにつきましては流用その他の措置によりまして何とか確保して行きたい、こういうふうに思つておるわけでございます。まあこの超過勤務の問題につきましては特に今月の下半期になりまして組合からいろ／＼聞いております。実情は尤もよくわかるのであります。できるだけ予算的な措置を確保して行くというところが狙ひであります。まあ来年度につきましても更に本年度以上の超勤の要求をいたしまして、今持込んだやうな次第であります。大體実情につきましては今申上げましたやうな次第でございます。

○菊川孝夫君 無論この超過勤務をさせる場合には、所屬長と申しますか各機關の長が、やはり人事院規則の定めるところに従つて、超過勤務命令簿で、出張命令簿と同じやうなもので命令をして、それから超過勤務をさせる、その命令簿によつて超過勤務手当を支払ふ、こういう処置を講じておられることだと思ふのでありますが、各税務署はそういう措置を講じて超過勤務をさしておるのでございませうか、その点お伺ひしたいと思います。

○説明員(羽柴忠雄君) 私のほうからは超過勤務命令簿というものを各局、各税務署に備へまして、それによつて命令をした分について支払ふ、こういう

うことにはつきり言渡しておるわけでありまして、全部が全部の税務署について全部それが徹底しておるというふうには、まあ私のほうからは考えておりませんけれども、あるいは若干それに従つておらんという点があるかも知れませんが、私のほうではそういうふうに通達しております。

○菊川孝夫君 私らの行なつて調査したり或いは陳情を受けたところによりまして、それではとも税務署長は職員に要求に及び切れない。ところが仕事はある、止むを得ずで協議してといひますか相談をして、先ず一人頭に割当ててしまつてこれだけでそれに合うように命令簿をこしらえてやろう、あとは仕事を一つやまくやするようにしてもらいたいといつてやられている税務署は数が多いのでありますが、この点は御調査になつたことがありますが、そういう超過勤務の今やり方をしてい

○説明員(羽柴忠雄君) これにつきまして全般につきまして全部の税務署を廻るといふことはとてもできませんけれども、いろ／＼私のほうで手を廻しまして調べておるわけでありまして、若しそういうような事がございましたら一ついろ／＼お聞かせを願ひたい、こういうふうに通つております。

○菊川孝夫君 それからもう一つは、いろ／＼の五、三〇日だとかとにかく共産党の記念日にはどうも税務署は危いから守れといふことで超過勤務をして守つておる。ところが守つた場合に若しも不測の事態が発生した場合にこれは負傷することになるわけだから、はつきりと超過勤務の命令簿で超過勤務をさしておつた場合には公務

上の負傷として認められるけれども、ただ居残つておらん／＼と遊んでおつたかも知れないといふことになると、将来災害補償の問題に非常に問題を残すことになるので、皆議員が心配して超過勤務命令簿に是非してもらいたいといふのが、それさえもできないといふ事実があつたように聞いておるのであります。その点について今まであなたの方へそういう報告があつたかどうか、要求があつたかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○説明員(羽柴忠雄君) 特に記念日には、私どもは正式な何らの報告は受けておりません。ただまあ多少最近には緩和されて参つたのでありますが、昔のやうな事態でありますればできるだけのやうな日には超過勤務はつきりつけて、特別の日でございまして超過勤務をつけて守らせるといふこともあつたと思ひますけれども、最近はそのやうな例は私はない、こういうふうに通つております。何ら報告は受けておりません。

○菊川孝夫君 具体的にいいますと、そうすると今の超過勤務の予算内におきましては、実情にそつた実績通りの超過勤務手当は支払えないといふのは実情だとお認めになるのか。あなたは実情通りにと申しますか、実績にそつた超過勤務を払い得るだけの手配はしておると、こう見ておるのか。それともこれでは実際に超過勤務をした分に對する超過勤務手当を支払ふことが不可能であるから、半ば自分の担当してある業務を遅滞しては國家にも迷惑かけるし、又納税者にも迷惑をかけるから、止むを得ず良心的に税務第一線

に働いておる職員が超過勤務手当のつかない超過勤務を相当していることであるといふことは、あなたもお認めになつておるかどうか、この点をはつきりお伺いしたい。

○説明員(羽柴忠雄君) これについては二つ問題がございまして、一つは超過勤務手当自体の増額の問題でありまして、それから第二は超過勤務自体の問題であります。先ず手当の増額の問題につきましては、超過勤務命令を出しておる場合につきましては、全部命令を出した分についてはもちろつておるわけでありまして、形式的ではござい

ますが、ただ命令を出していない分については自発的協力といふやうな形、何と申しますか、そういうものや／＼とした実際の超過勤務があるかも知れない。こういうことは私は恐らくあるのじやないかと思ひますが、これははつきりと全部調べたわけじやございせんからわかりません。そういうものについて例へば特に問題になりますのは十二月がつきましては主計局のほうへ話しまして補正予算その他繰上げ支給といふやうないろ／＼な形をとりましてできるだけ補つて行く、これが第一の問題であります。これは完全に一〇〇％補えるかどうかといふことにつきましての見通しは、これはわかりませんが、まあ国税庁といたしましてはできるだけの努力をして、そういう超過勤務命令を出していない分について補う、こういうことも考えて今やつておるわけでありまして、ところがその問題だけではこれはかたがつかぬのでありまして、もう一つは超過勤務の問題といたしまして、これはかね／＼長官が申して

おられるのでありますが、できるだけ超過勤務自体を少くして行く。というのはこれは超過勤務手当が御承知の通り非常に予算が縛られておりますので、むしろ超過勤務自体を少くして行く方向に進むべきじやないか、こういう努力ですが、これは勿論理想でございまして、現実問題としてはどうして残らなければならぬ問題があるわけでありまして、併しできるならば朝びたつと八時半から夜五時まで働く。完全に働けば必ずしも整理が遅れるといふわけでもないのじやないかと思われ

る節があるのです。というのは朝の早い役所によつては非常に遅い所がありまして、九時半に來たり或いは十時過ぎに來たりする。ところが税務署関係は八時半に出て來て超過勤務のやうな意味で實際仕事をやる。そういうやうなことでみづちり作業時間中にやつてできるだけ実際の超過勤務を減らして行く、こういうふうにしてできるだけ職員

の健康を守つて行きたい、こういうことが理想であります。これはなかなか言ひ易くして行かうかといふのであります。その努力と、もう一つは超過勤務手当自体を多く確保して行く。この二つを今並行して行く、矛盾するやうな話でありますけれども行なつておるのが現在の実情でござい

ます。○菊川孝夫君 最近私らの調べたところによりますと、先ず国税局長も認めておられるやうであります。大体一人当たり九十時間くらい未払があるといふやうなことを盛んに言つておるのですが、会計課長の点お認めになりますか、それともこれはどういふふうな……。今度の年末の超過勤務の繰上

支給との場合、未だ九十時間も未払があつて、これから繰上支給をやつたらその繰上支給のほうへすくづいて来ることだと思ふのであります。繰上支給よりも九十時間の未払を整理するといふことが一番先決問題だと思ひますが、この点お伺いしたいと思ひ

ます。○説明員(羽柴忠雄君) 九十時間の未払といふことについてはいろ／＼話は未払があるとかないとか聞いておりますが、はつきり全国的に平均しまして九十時間といふやうな数字は全然ございせん。ただ飽くまで未払といふ分は超過勤務命令を出さない分の問題でございまして、實質的にそういうやうな数字をとつておるところもあるかも知れませんが、やはりこれは命令の範囲外だ。こういうふうには御了解を願ひたいのです。未払が恐らく實際問題としてはそうびしやつと命令通りに行つておるか、実情は若干違ひかも知れませんが、その違ひ差額につきまして現在いろ／＼な努力をしてできるだけ十二月中に措置をしたい、こういうふうに通つておるわけでありまして、必ず九十時間といふ問題が事実かどうかといふことは確認できないと思ひ

の折衝を勤務時間中にやつておいて、支障が閉つてからそれらを詳しく整理をしたり或いは検算をしたりする必要はどうしても生ずる。又事務の性質上そういう面が私は第一線の税務署には多いと思います。我々まあ多少勤務の経験をもつてゐる者からいたしますと、我々のときにはそういう超勤といふものがないのですから、ただ居残り当分だけもつて帰つたものですが、税務署なんかでは屋のうちはお客の相手になる面が多い。特に実には税法というか税制が猫の眼のように毎年々々変つてゐるわけで、所得税にいたしましてもそうすると方々から問合せも来るだらうし、或いは苦情も申込まれるだらう、それを一々納得の行くように説明してゐる。それから自分の担当事務は担当事務としてある。それから変れば變つたで自分の手許に持つてゐるところの法規類書も直さなければならぬといふことになりまして、非常に税務署仕事の性質上やむを得ないことじやないか、超勤のふえることは。そうするとこれも私は完全な公平な徴税ができることを念願する故にあなたがたにお尋ねするので、決して悪意のお尋ねじやないわけでありませう。

そこで重ねて最後にお伺いしたいのは、今までの未払になつてゐる分等についてでもできる限りこの補正予算で以て一つ処置をし、又今言われてゐるところの年末手当に繰上支給をいうのはどういふ措置をするのか知りませんが、これも、官吏といふのは非常に上手に理窟をつけられるからうまく理窟をつけて法律に合わせるような処理をされると思ひますから、その際には少くとも今までそういう不利益な取扱とい

いますか非常に無理な超勤をしておつた連中については、温い氣持で以て措置をするだけの折衝をあなただは會計課長として或いは長官に陳情し、直接主計局当局に折衝をしておられるかどうか、この点。それからそういう善処をやられる心構えであるか、この点を最後に伺ひたい。

○説明員(羽柴忠雄君) 特にこの超勤の問題につきましてもは只今も私長官とお話をしたつたような次第でありまして、又主計局とはこの超勤の問題だけにつきましても私は二週間ばかりこの問題で陳情を繰返してあります。これは組合の意向でもありませんし、又当然長官としてはなすべきことである、この思ひましてもできるだけの措置をやつてゐるわけですが、それで年末には今までの補給をするといふふうな形で努力を続けて参つたのでありまして、大体繰上支給はできるという見通しは得ております。ただ繰上支給といふのは要するに十二月に超勤勤務を実施したと、従つて今までの超勤勤務だけでは足らない、だからどうしても四・四半期の超勤勤務を繰上げてもらわんと足らない、こういうふうなわけで繰上支給を頼んでおるようなわけであります。で、できるだけ実情に即した超勤勤務の支払をやつて行きたいと思ひます。ただここで問題になるのは補正予算にしても来年度の予算にいたしましては、私のほうの要求通り結論としては通つてはいない。非常に査定されて参つておる、私どもの要求は決してやまをかけるものではない、きちんといふ／＼実情に応じた要求をいたしておるものであります、結果においては非常に少い超勤勤務しか与えられてお

らない。これは最も根本的な問題でございまして補正予算につきましてもは終つたのであります、更に次の補正なり或いは来年度の超勤勤務につきましてもはできるだけ我々の要求通り一つ国会においてもお認めを願ひたい。かように私どもお願いをいたしまして私の答弁といたします。

○菊川孝夫君 私のほうは、今後職務の性質上徴税については間違ひがあつた場合には納税者に非常な迷惑をかけるし、多くとつた場合は納税者に不利益を与えるし、又少くとつた場合には国家に不利益を与えるといふことになつて、これはそういう間違ひのないようにしなければならぬといふこと、それから納税者に対する接し方については、私も税金の際にやかましく当局に質問もしたのでありますが、忙しいだらうけれども親切に接してもらいたい、金をとる際にけん／＼とつてけん／＼な扱いを受けるということになると、納税者は非常に面白くないことになつて来て、徴税の能率を挙げる上におきましても非常にむずかしいことだと思ひますので、その際には今申上げましたようにできる限り勤務時間中來客があつたときにはゆつくり応対して、そうして残つた仕事は超勤勤務を行なつて処理する、こういうことも又やむを得ないと思ひます、仕事の性質上、従ひまして超勤勤務の手当、予算の増額について今後委員会としても何らかの議決なり、申合を行なつて予算委員会に對しても申入れをいたしたいと思ひますが、当面してある問題の今までの処置、今問題になつております年末における繰上支給等については、そういう実情が長い間繰返されて来た、国

税庁の第一線に働いておる諸君の今までの無理をして来た点については、できるだけ限りの処置を講ぜられるようにお願いをいたしまして私の質問を切りたいと思ひます。

○説明員(羽柴忠雄君) 国税庁も今いろいろ、特に第一線の税務署の方針をいたしまして特に長官から税務署の民主化といふ問題については強く叫ばれてまして納税のできる納税、納税者の立場に立つたところの納税といふことを絶えず繰返して、そのため最近の税務署はそういう態度になつて来た、こういうふうには私は思ふのであります。特に最近まで非常にやかましくこういうことを主張いたしまして、できるだけ納税者の身になつてやつてくれ、親切なる納税態度をとるよう、納税の仕事をやるといふ、こういうふうにとめて参つたのでありまして、非常に結果は良好と私は思つておりますが、それにつきまして先ほどお話のように超勤手当は、特に私のほうで要求する程度の手当は必要なのでございまして、議員さんにおかれましては更に特別に国税庁、税務関係に従事するものの超勤勤務につきましては更に御努力をお願いいたします。私のほうでもその線にそいましてできるだけ財源を確保するように努力を続けて参りたい、かように思つております。

○委員長(中川以實君) これにて休憩
午後零時五十七分休憩
午後二時五十二分開会
○委員長(中川以實君) それでは休憩前に引續いて委員会を再開いたします。

中小漁業融資保証保険特別会計法案を議題に供します。これに対する御質問をお願いいたします。

○木内四郎君 本法案の母胎をなす中小漁業融資保証法はこれらの委員会にかかつておらないのですけれども、その概略をちよつと説明してもらひたいのです。

○説明員(濱田正君) 概略につきましてもは要綱で差上げてあるものであります、大きな骨組を申上げますと、都道府県ごとに基金をこしらえて、これを本法では基金協会といふふうな名前前で呼んであります。その基金は漁業権証券の出資が大部分七割ぐらい漁業権証券の出資にならうと思ひます。それから都道府県の出資がまあ全体の三割ぐらい、それで全国的に見ますと約全体でまあ二十億といふふうな考へてあります。これが各都道府県別にございまして、この基金協会がこの融資を保証する、農林中金なり又市中銀行なりが、中小漁業者又はそれらで以て組織してゐる協同組合といふような団体に対して融資するのをこの基金が保証する、そしてその保証したもののについて政府が七割又は五割の保険をする、こういう構成によりまして、中小漁業者の設備改良資金とか漁業に着手するところの漁業の資金といふものを賄つて行きたい、かように考へておるものであります。先ほど言ひましたように二十億といふのは全国的に集計したらそのくらいになるという見當でありまして、現実には各都道府県別にこの基金ができると、こういうことであります。

○木内四郎君 保険はどういう利率でやるのですか。

○説明員(濱田正君)

この保険につきましては、その前に基金は大部分が漁業権証券等による中小漁業者みずからの出資によるものでありますが、更に公共団体にも出資をしてもよろしく、積極的に応援と責任の分担をしらもらいたいというつもりでありまして、この本法によりますとその保険率は政令で定めるといふことになっておりますが、それは七〇と五〇でありまして、公共団体が全体的出資額のうち三分の一以上を占めるものについては七割の保険を政府がする、それからその他のものについては五割の保険、こういうことになって極力公共団体の応援というものを期待してある、こういうわけでありまして。

○本内閣府 保険料率は保険金額の百分の三といふことですね。これで十分にカバーできるというお見込みですか。

○説明員(濱田正君) 大体これでカバーでき得るといふ計算になつております。

○本内閣府 そうですね。この会計の見通しの計算というものはいいのですか。資料を出してあればいいのですか。

○説明員(濱田正君) 大体この会計につきましては補正予算に計上してありますように、五億円が出資されて基金として一般会計から繰入れられておるのでありますが、これは初年度としてはそういう形で十分であります、だんだんとつきも言いましたように二十億の基金をフルに活用するといふことになりまして、更に逐次中小漁業信用保険と同じような形で基金を入れてもらふといふことにして、その基金

の利息と各県の協会から払つて来る保険料によりまして、保険料と特別会計が保険を払うと同時にその割合に応じて求償権を持つといふことになりまして、その求償権の回収と相手方の滞滞した場合の遅延損害金も若干考へ更に求償権の償却も考えますと、大体三％でこの会計が成立つような計算になつております。

○本内閣府 八郎君 これと直接に關係してないのですが、東京湾その他の防港網による中小漁業者の損害の補償の問題はどうでございましょうか。今度の国会に何か補償法を別に出さなきやならんといふことになつてゐるのですが、何か農林省と大蔵省で意見が対立してまだきまらんとおられるのでしょうか、これはあなたに質問したいけれども、か知りませんがあわかりになつたらその点伺いたいと思ひます。

○説明員(濱田正君) 私それを担当しておりますので、はつきりしたことは申し上げられないのですが。

○本内閣府 八郎君 それじや後刻でいいのですが、どなたかあわかりになるかたがそのいきさつを御説明願ひたい。あなたからでも御連絡願ひたいと思ひます。後でいいのです。

○菊川孝夫君 ちよつとお尋ねしたいのですが、この中小漁業者といふのはどの範囲を指して中小漁業者といふのですか、その点を一つ御説明願ひたい。

○説明員(濱田正君) 水産におきましては漁業協同組合というのがありまして、この協同組合が大体中小漁業者で構成した団体といふことになつております。で少し範囲を広めまして、漁船の所有につきましては法人については

千トン以下といふところを大体目標にしております。それは融資保証法のほうの二条の關係で「漁業を営む個人」それから「漁業を営む漁業協同組合」それから「漁業生産組合」「漁業を営む法人」で三百人以下千トン以下のもの、この程度を中小漁業者といふことに規定してあります。

○菊川孝夫君 中小漁業に融資をした場合にそれを保証保険をする、こういうわけですか。この中小漁業に融資をするのは一体誰が主として融資をすることになるのですか。

○説明員(濱田正君) 従来の金融の実績によりますれば、農林中央金庫による系統金融といふことが大体半分、それから一般の市中銀行が大体半分、それから一般の融資の実績を示しております。従ひましてこの保証によりましてても大抵農中と市中銀行が半々くらいを呈して来るのではないだろうかと思ひます。これは農中なり市中銀行のローパーの金で融資したい、これを保証する、こういう形になつております。

○菊川孝夫君 この漁業協同組合そのものが組合員に融資するといふような場合もあり得ると思ひますが、それはどういふふうになつておりますか。

○説明員(濱田正君) 農中の系統金融と申しますか、その点につきましては農中は直接個人に貸すといふことはありませぬので、その系統につきましては単協が転貸をするといふ場合があります、こういう形になるわけであり

○菊川孝夫君 そうしますと、農中なり市中銀行が、市中銀行でございまして、これは個人に貸す場合もあり得るわけでございますね。その場合に損害を受け回収不能になる場合には、これで保険するわけでございますね。どういふときに……

○説明員(濱田正君) これは回収不能の保険といふのではないのであります。漁業につきましては漁不漁がありまして約東通り払えない、結局は払うのだけれども約東通りは払えない。漁のないうときは払えないしあるときは払えると、こういう形が大きな要素を占めておるのであります。それを市中銀行或いは農中にしますと、その点が金融機関からすればいやがつておるのであります。そこでこれは約東の期間に払えなかつたらこれが保証しておるの代つて払います。そうすると市中銀行或いは銀行と協同組合なら協同組合、或いは漁業者との間の關係はそれで切れるのであります。銀行との間は問題は基金と漁業者との間になるのであります。代つて払つてやつたのだから、

そうすると代つて払つてやつた分について政府が七割の保険金を払うといふことになる、そうすると政府も払いつ放しじやない、債務を免除してやつたわけじやないのではありませんから、政府も求償権は持つのだ、つまり一〇〇基金を代つて払つてやつた、そうすると暫くして政府から七〇だけ保険金がある、そうするとその一〇〇について三は基金、それから七が政府といふふうに、七三の割合で求償権を持つのだと、それは逐次かかつて来るのだと、こういう形になるわけでありまして、併しそれが最後にこけつたといふことになればやはり七三の割合でそれれれ危険を負担すると、こういうこと

となるのです。そうするとそのこけつきのものを償却しなくちやならんといふ、償却する必要がある。或る程度求償権を持てば最後はこけつき得ると、それだけ償却してもらわなければならぬわけでありまして。その償却も考へて先ず政府においては保険料を勘案し、基金については被保険人からとる保証料を計算する、こういう形になるわけでありまして。

○菊川孝夫君 この委員会に中小漁業融資保証法といふやつはないもので、これはこちへ廻つてゐるのではつきりしないのですが、そうすると保証する場合には、今あなたの仰せによると、漁不漁等漁業にはいへる／＼のこぼこが、ありますが、その場合に保証するのであつて、例えば中小漁業者が津波におそわれて船舶だとか、その他の設備をさらわれた、こういうようなことによつてそういう損害はどうなるのですか。

○説明員(濱田正君) そういう災害につきましては、今までルース台風とか十勝沖災害とか今回成立しましたカムチャツカ沖災害とか、そういう災害による国からの損失補償、それから利子補給という形での復興を策しておるわけでありまして。

○菊川孝夫君 そういうことになりまして、どうしても一番困るのは国から補助等は、現有設備をとられたことを元の形に戻すといふことについて補助はあるわけでありまして、更に漁をするといふことについてはなか／＼補助までないと思ひますが、どうですか。

ます。現有の設備について災害が起つたものを融資を促進させて、若し金融機関に損失が起つたら政府は従来は三割、今回の法律の場合は五割まで保証するということもあります。あと漁をする、魚をとるといふ、その何とないますか網を仕込む金、或いは油を仕込む金とか、こういうものはこの法律によつて融資を保証して、その金融機関からの融資を促進する、こういう建前から出て来るわけでありまして。

○菊川孝夫君 これによつてそれではどこの農中と市中銀行から融資を受けてそれを保証できるか、その融資額というものはどのくらいに上る見込ですか。

○説明員(濱田正喜) これは各都道府県別の基金の信用力によるわけでありまして、正確には申し上げるわけには行ませんが、大体私たちの見当として考えておりますのは、先ほど申し上げましたように、固くふんで二十億の基金が構成されるだろうと、各県別に集計してみると、この基金の保証能力如何という点はやつたことがないので、すなわちわかりませんが、従来のいわゆる中小漁業の延滞率というもののから日銀の統計をひねり廻して計算しますと、延滞率が約二割になつておりまして、二割につまり保証をすれば、理論的に言いますれば、保証をすれば延滞率を、延滞率をしたら保証をした以上は、代弁済するということになつております。そうすると二割になつておりますれば、五倍までの融資の保証はできるという理窟になるわけでありまして、従つて百億までは融資の保証ができる、こういう理窟になるわけでありまして。その百億が二回転して二百億と

いうふうな形になるわけでありまして。我々の計算としてはそういう二百億くらいで資金が賄えるという計算を一応したのであります。ところがそれは計算でありまして。そういうふうになつてまだやつたことがないものに對して動かさうか、統計だけで問題が残るのではありません。そこで即ち何といふか、段階としまして融資は大いに促進はさせたいが、そうかといふて余り放漫な保証をすることによつては基金そのものがつぶれてしまふということになつても、これは制度として永続性がないといふことになりまして、初めのうちは今言いましたように統計の数字による理論数字にこだわることなく、漸進的に二倍なり三倍の辺から、逐次体験を積みながら拡大して行きたい、かように考えておるわけでありまして。

○菊川孝夫君 もう一つお尋ねしたいのですが、二十億とおつしやつたのですが、そのうちで主としてどこが一番中小企業金融の対象になるか、府県別に申しまして北海道とかそれとも千葉県あたりになるのですか、県別のものの見当を聞きたいのです。

○説明員(濱田正喜) 今の御質問は、大体大きなつまり出資額に亘る県と、こういう……

○菊川孝夫君 そういうわけですが、どういう漁業のうちの例えにしろ、さういふ等の漁業者がこれを利用することになるか。私の見るところでは、にしん業とか、さけ、ますといふところが多いのだと思ふのですが、これを将来どの漁業が利用するののか。単なる小さい漁業者は本当にこれを利用することは少いと思ふのですが。

○説明員(濱田正喜) これは、この法律にありますが、要するに会員制度でありまして、出資した者が保証される対象になる、こういうことになるので、会員によりけりということに一応言えるわけでありまして。

ところが次の問題は、然らばその出資の内容は大体何かといふは、先ほど言いましたように大体七割が民間の出資になる。その出資の内容は、漁業者は現在現金はなかくないのです。で、丁度ありますといふのは、漁業制度改革によりまして百八十一億の漁業権証券というものが沿岸漁業に對して交付された、つまりこの百八十一億の漁業権証券の出資といふものが大体大部分だ、こういうふうになる。その券をもちつた人といふのは、ごく沿岸のいわゆる専業の漁業者、つまり漁業権の中での何といふは、漁業をやつておつた人といふ大体さういふことであります。従つて、融資されるのは先ほど言いましたように、出資した人に保証されるということになります。それから、そういうごく沿岸の人たちが保証を受けて融資を受ける。こういう形になるだろうと考へておる次第であります。

そこで先ほどの御質問のもう一つの点の大きな点は、いま北海道、まあ大体我々考へておるところでは、二十億のうち八億くらいの見当は占めそうな状況であります。これは漁業権関係と言いますかにしんとかさういふ形が多いので、そういうものが出るのでないか、かように考へます。大きいのは北海道、それから三重県とか、鹿児島県とか、青森県、千葉県、こういう

ところが一億近くの基金になるのであります。かように考へます。

○菊川孝夫君 将来一般會計から繰入れるところの金はだん／＼とこれは増加をして行くことに私はなつたほうがいいと思ふのですが、それは融資もできるものであります。どこのくらいまで、あなたのほうで今のところ二回転して二百億という話でしたけれども、将来どのくらいが大体限度として考へておられるか、特別會計の設定については。

○説明員(濱田正喜) 今までの日銀の統計から推算しますと、そのくらいが限度じやなからうかと考へております。ただこれは基金の運用によりまして、堅実に堅実にどう運用しておればその信用力は加算されるかも知れませんが、今までの数字から言へば二百億が限度じやないかと考へられます。ただ併し、その基金そのものがもう少し殖えて来るならば、それに應じていゝゆる融資の絶対額といふものは殖えておると、こういう理窟になつて来るわけでありまして。今二十億とふんでおりますのは、現実の出資としても少し漁業権証券などが入つて来て、ガオリウムが殖えて来るということになれば、融資の絶対額が殖える、こういうことになつておるわけでありまして。

○菊川孝夫君 従来北海道のにしん業者あたりは、今頃東京へ出て参りまして、来年のにしんがとれたら金を返すからといふので出資者を求めに参つておる。その代りみがきにしんにした金が入つたら返すからといふので金を借りて、帰つてからばつ／＼網を仕込むことになつておつたのですが、そういうのが殆んど、殆んどというわ

けには参りませんけれども今度の保証法によつて農中とか、市中銀行から融資を受けずに、個人の旦那衆から金を借りたといふふうな封建的なものは払拭される、こういうことになるわけですか、そういうのは。

○説明員(濱田正喜) 払拭されるというまでに勇敢に断言はいたしかねるのではありませんが、我々の考へ方の一つといたしましては、そういういわゆる問屋融資といふものがそれによつて不当に金利が高いとか、或いは魚を安く叩いて買われるとかいふ点は、こういう近代化といふものは近代金融の線の上で逐次乗せて行きたい、かように考へております。ただこれがにしんのそれについて全ガオリウムを賄ふかどうかといふ点は、北海道の今の八億で賄ふかどうかといふ点と関連します。で、今それが賄ひ切れるかどうかは申し上げにくいのでありますが、方向としてはそういう問屋融資、不合理金融の打開という方向へ持つて行きたい、かように考へておるわけでありまして。

○委員長(中川良喜) 木村君に申し上げます。水産庁長官が見えまして、先ほどの御質問を願います。

○木村八郎君 防滞網ですね、このための漁業者の損害補償の問題ですが、今の程度に起つておりますか。それから特に東京湾なんかについては御承知のように大蔵省と水産庁とは違ふようであり、それから今法律によつて防滞網、いわゆる問屋融資ですか、駐留軍による損害を補償するといふ規定はないようですが、その点法律を出されるようなことも聞いておりますが、その間のいきさつを一つこの際お

けには参りませんけれども今度の保証法によつて農中とか、市中銀行から融資を受けずに、個人の旦那衆から金を借りたといふふうな封建的なものは払拭される、こういうことになるわけですか、そういうのは。

伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(鹽見友之助君) この演習

による補償の問題は実は水産庁のほうに所管ではございませんで、特別調達庁になっております。私のほうは漁民の立場からして受ける損害その他に対して十分補償してもらいたいという見地からその推計や何かのほうを手伝うというふうな形態でタッチしております。只今御質問のありました防潜網につきましましては、これは行政協定の欠陥と申しますか、当然私たちから申せば漁民のために補償してやるべき筋もののがちよつと乗っかりにくい。こういう状態で前々国会のときこの六月でございまして、からの問題になつておつたのです。これは私のほうから持出しまして法務府大蔵省外務省と協議をしております。法律的には非常にむづかしい状態にあつたわけなんです。それでこれと類似なような防風或いは防砂施設というものがなくなつたために、農地のほうへ損害が起るというやうな問題等もございまして、一つだけではちよつとそういう点で水産庁が出来ることになり得なかつたのですけれども、なか／＼進みませんので結局私のほうで案を何か作りまして何回か折衝しましたが、直接所管でないでその点のあれに非常に骨を折りましたのですけれどもやつと大体話がつかましまして、これは特別調達庁の所管として提案になります。本日の閣議で日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失補償に関する法律案という何で今日閣議決定を見まして、これが特調のほうから提案された、こういう形になつておるわけでは

ございまして。

それでこれの被害は一番大きいものは防潜網としましてはやはり東京湾でございまして、それと同時に佐世保のほうにも一部ございまして、その補償の方法、損失の査定等はなか／＼技術的に申しますと因果関係というふうなものがしつかりつかめませんので、それをきつと万人誰でもがこの計算しなれないというふうな数字がなか／＼つかみにくいわけではございまして、私のほうからは長い間これを検討しましてそれで一案を作りまして大蔵省と折衝しておるわけではございまして、一部意見が合わないというふうなお話がありましては恐らくこの法案がなか／＼出ないというふうな関係から、又時期的にいうとこの年末には是非やはり歳を越す金が漁民としてはほしいというふうな要望が非常に強いわけではございまして、そういう点が折衝がはつきりと最後の結着しておらないのです。成るべく早く出したいと、法律のほうはまだこれから提案されるわけですから、それができないならばまあ見舞金という形ならば、これは正式な補償という形でなければ出せる、こういうふうな形で見舞金としてでも出そうというふうな形で折衝しておるわけではございまして、その見舞金はやはりこういう法律案が出るということになりますれば補償の額と相当な関係もございまして、私のほうはやはり歳を越す金としても漁民のほうとしてはできるだけ先にたくさんほしいだらうというふうな考え方からして、できるだけ補償に近いやうな金まで出してもらつたほうが漁民のためにもいいし、大蔵省のほうとし

てはまだその算定のほうの基礎や何かにもうちよつと検討を加えたいというふうな意味で、特調その他のほうからはもうちよつと検討させてほしい、それで内渡しとしてもう少し控え月に渡してほしいというふうな点があるわけではございまして、それらの点で意見が合わないというふうな或いは風評があるかも知れませんが、その点はこれはどうせあらゆる予算と同じように我々のほうは漁民の立場で見ると余計出してもらいたい、こういうわけでありまして、もう少し検討いたさなければならぬ。

これは私のほうとしては今週中に何らかの形で、我々のほうの要望として、年を越す金ではあるけれどもやはり補償に近い金を出せるだけ先にかくさん渡してもらいたいという話合を昨日、一昨日向うと寄りまして大体付けまして、その線に至急査定するというやうな形で進んでおります。長い間行政協定の不備もあり又立法のほうも遅れまして我々のほうはやきもきしておつたのであります。直接所管をしていない関係から非常にあちらこちらと連絡をとりまして遅れたことは申訳ないと思ひます。これはできるだけ本年中にそういう趣旨で解決する方針で、大体できるのではないかとこう思つております。

どうか、その範囲を伺いたい。

それから一体どのくらい損害を見込まれておるか、厳格な意味でなく、大体の見当としておるところ、どの程度の間接被害というものがあろうか、又今問題になつておる東京湾それから佐世保の大村湾、それ以外にあるのかどうか。それから見舞金についてはこれは今朝ラジオでちよつと聞いたのですが、大蔵省は年末二千円を一人当り見舞金に出すというやうなお話で、ところが農林省側ではそれは余り少な過ぎるというので、何か対立しておるやうなお話がありました。今大蔵省は折衝の過程ですからはつきりした御答弁を願えないでしようけれども、年末に何らかの形で出るか出ないのか、金額の如何は別としてその見通しを承わりたい。

でおります。その類似したものはどれだけのケースかということも現在まで我々のほうに参つておりますのは、明瞭になつておりますのは防潜網その他水中工作物、千葉県等にございまして聴音機を設置しておるために操漁上いろいろ不便がある、こういうものがございまして、それらの具体的事例、これは地方庁その他と連絡をとつてこういうものがあれば類似のものは補償するといふやうな建前で法案を提出されることになつております。

それから額でございまして、大蔵省の二千円という見当でございまして、これは総額としましては恐らく五、六千万円くらいのことになります。大半は東京湾でございまして、大村湾のほうは被害額にいたしまして、これに比べると何分の一というものでございまして、我々のほうとしては二千円の内渡程度になるので、これはやはりできるだけ年末に漁民に余計、補償に近いところまでということとそれに対する数倍のものを要求しておるわけではございまして、これは先ほど申しましたやうに一日昨日、昨日と続けてこういう考えで交渉しております。この線できめよう、できるだけ余計なほうがいいだらう、こういう線できめようというので主計局のほうと話はついております。今計算を両方で意見を述べ合つて最後のなあれをきめることになつております。恐らくこれが提案される前後くらいまでには何とか額をきめたいと思つております。とにかく年末に差上げることが一番漁民の要望にもかゝるわけではございまして、これは逃げ口こう思つておりますが、これは逃げ口

一三

上を言うのではありませんが、やるといふことを私限りで断定できないのであります。直接の所管は特別調達庁でございまして、私のほうはやれると見込んでおりますし、どうしてもやりたい、こういうわけで今かかつております。

○木村福八郎君 その支出は防衛分損金の中の九十二億というの中からは出すのですか。

○政府委員(難見友之助君) さようでございませう。

○小林政夫君 大体の質問は済んだのでございませうが、最後の第十一條の七項の「協会の出資の総額は、政令で定める金額を下つてはならない」とありますね、融資保証法ですね、どういふ金額にしようというのですか。

○説明員(濱田正君) この金額は一千万円、かように考えております。その理由は余り小さくしては収容力が少ないといふことと、それから最小限度これを運用するには人間が要するわけですから、その人件費も見込んで計算すればそういうふうになつた、こういうこととあります。

○小林政夫君 次は十七條の会員の脱退の場合に、脱退してはいけないうことが第一項に四号ありますね、一、二、三、四と。この第一項の三号の「協会が当該会員に対しその脱退を承認しない旨を通知したこと」、「この承認しないという、まあ正当な理由がなくて承認しないというようなことはやつていけない、こういうのが次にあります、そういう場合はどういふ場合に脱退を承認しないのか。

○説明員(濱田正君) それは本法の十三ページの四項のところで、協会がこ

の人が脱退されることによつて協会の保証業務の遂行に著しい影響がある場合、そういう場合はまあ承認しない。それでなかつたら、逆に言えば承認しなければならぬ、こういうような押え方でありませう。

○小林政夫君 そこは僕も読んでいます、業務に著しい影響を及ぼすという場合はどういふ場合が予想されるわけですか。

○説明員(濱田正君) 大体この協会によりまして四半期別或いは半期別にそれだけの漁区に配して、どこにどういふ融資を付けて行くか、次の漁区まではこつちのほうは暫く待つておくれ、それから後半期はこつちのほうへ付ける、後半期はその逆だ、こういう業務の運営をやつておる場合、その保証をしておるその元は全体のファンドを信用力として保証しておるものであつて、こつちのほうを重点使用してあるときに、こつちのほうは今保証されていない場合に脱退される場合は前半期の計画は崩れて来る、こういう場合はこつちが脱退されては困る、こういうことを考えているわけですね。まあ年度初めの、何といひますか、融資計画といひますか、その計画が崩れたら困る、こういう考え方でありませう。

○小林政夫君 そうすると、次の第四号は今度はそれを組合側から見ただけでなしに、金融機関側から見ても、そういう事例を見たときに異議を申出るといふことになるわけですね。

○説明員(濱田正君) そうです。金融機関側も債務の弁済に支障を及ぼす場合は拒否しても何だが、そうでない場合は拒否してはならぬ……。

○小林政夫君 次のというのは今の十

七條の第一項の第四号ですよ、さつきお尋ねしたのは第三号、第三号は組合側が考えて今脱退してはならぬ、四号はその裏というのか、金融機関側から見ると困るということですね。

○説明員(濱田正君) その通りです。

○小林政夫君 それから第二十一條の業務方法書に記載する事項で第五番目の「保証に係る借入の期間の最高限度」、これはこの前資料によつて説明された年二回転換することというのは六カ月ということですか。

○説明員(濱田正君) 年二回転換といひますのは、全部の資金をぶち込んでの総平均を考えたのでありまして、この業務方法書によつては、ものによつて違へて行きたい、又当然違へるべきじやないか、かように考えております。総平均としてはそのぐらいの程度で考えればいいじやないかと思ひます。

○小林政夫君 そうすると最高限のものは、あなたのほうは業種によつて保証の借入期間の最高限度を違へる、これは当然ですが、最高限のものはどういふ業種でどのくらいといふふうに考えておりますか。

○説明員(濱田正君) 最高限のものは設備資金でありまして、設備資金につきまして平均三年と考へておりますが、この中でも更に最高といふものは、漁船の建造とかは勿論最高だと思ひます。これは大体三年又は五年、長くても五年以内といふくらいなつもりであります。

○小林政夫君 そうすると運転資金、即ち魚網とかロブとかいふようなものについてはどうですか。

○説明員(濱田正君) これは大体二・五回転といひますか、四カ月くらい程

度になるつもりで考へております。

○小林政夫君 その一番長いものでもですか。

○説明員(濱田正君) 魚網につきましてもいろいろありまして、最近の発明になりまして合成繊維、こういうものは我々の考へとしてはむしろ設備資金の考へ方、相当金額も張るし、耐用年数も三年も四年もあるのだと考へるの、こういうものにつきましては設備資金の考へ方を持つております。

○小林政夫君 それから第十一の「求償権の消却に関する事項」ということはどの程度のことを考へておりますか。

○説明員(濱田正君) これはこの前御説明いたしましたように、全国的に見れば融資額の百分の二、代位弁済額の二割と、こう考へておるわけでありませう。これは具体的資料は全然ないの、大蔵省の銀行局あたりと相談して、見当でできたといふことでありますので、これは各基金々々によつてそれぞれに研究してもらつた上でその代位弁済額の二割前後といふものを基金の、言い換へれば地方々々の実情による算定の仕方をしてもらふといふこととであります。

○小林政夫君 次に今度は補正予算で五億基金として繰入れますね。これは来年度予算をもう少し増やすといふことになるといふのか、そうすればどれだけ要求しておるのですか。

○説明員(濱田正君) 来年度予算では九億の要求を今やつておるわけでありませう。

○小林政夫君 そうすると、それでこの前出された資料の金額は十四億という計算ができて来るというわけですね。

○説明員(濱田正君) その通りであります。

○小林政夫君 それは大蔵省主計局のほうに承諾しておりますか。

○説明員(濱田正君) まだ二十八年度予算は内示もありませんから、何ともまだわかりません。

○小林政夫君 打合せの結果は……。

○説明員(濱田正君) まだ否としておりません。

○委員長(中川以良君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めまして御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○小林政夫君 本特別会計設定の基礎となる中小漁業融資保証法によるこの中小漁業者の融資保証保険といふことは、私のかねてから念願しておつた構想とも一致しておりますし賛成するものであります、質疑の過程におきまして私の意向を明らかにしたように、逐次当局においてもこの制度を運用して行かれるに従つて保証期間、或いは保証率、或いは回収期間等についても中のある運用をするように要望をしておきます。

更に質疑でも一応補正予算については五億の基金を設定されることになつておりますが、これでは足りないの、来年度二十八年度においては最小限度九億を要するといふことでありますので、大蔵当局において是非九億を二十八年度において繰入れることを要望して賛成いたします。

○委員長(中川以良君) 別に御発言もないようでありますから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(中川以良君) それではこれより採決に入ります。中小漁業融資保証保険特別会計法案を衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容は本院規則第百四條により本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、表決の結果を報告することにして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條により委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

伊藤 保平 木内 四郎
菊田 七平 黒田 英雄
松永 義雄 西川甚五郎
木村樗八郎 岡崎 眞一
小林 政夫 堀木 謙三
大矢半次郎

○委員長(中川以良君) 次に日本専売公社法の一部を改正する法律案を議題

に供します。最初に提案者より提案理由の説明を伺います。

○衆議院議員(佐藤觀次郎君) 只今議題になりました日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

現在日本専売公社における休職者の給与は日本専売公社法第二十三條第五項より第九項の定めるところによりまして、支給されております。即ち公務員に長期の休職を要する場合、傷病により長期の休職を要する場合、は、休職期間中、給与の全額を支給することとし、結核性疾患による場合は、満二カ年に達するまで、俸給、扶養手当及勤務地手当の百分の八十を、その他の心身の故障による場合は、満一年に達するまで同じく百分の八十を支給することが出来ることとし、刑事事件に關し起訴された場合は、その休職期間中百分の六十以内を支給することが出来ることとし、その他の給与はこれを支給しない旨定められております。

今回改正しようとするところは、これらの規定を削除し、休職者の給与も現職者と同じく給与準則の定めるところによりしめようというのであります。

現在日本専売公社役職員に対する給与につきましては日本専売公社法第四十三條の二十一の定めるところによつて給与準則によつて支給することとなつておりまして、ひとり休職者のみ、あえて法文中に明示することは弾力性を欠くと共に法文構成の体裁上からも妥当とはいえないのであります。又現在同じく公共企業体である日本電信電話公社法ではすでに休職者の給与も給与準則によることになつており、又国鉄に關しても目下改正の手續が進行し

おるのみならず、造幣、印刷、郵便等の政府の現業關係についても、公共企業体労働關係法の改正の実施に伴い一般職の給与に關する法律の規定等の適用が排除され、給与は団体交渉の対象となることになり政府より提案せられ

只今當委員會で審議中の「造幣局特別会計法等の一部を改正する法律案」が成立しましたならば現職者、休職者共に給与準則の定めるところによることに改められるのであります。この改正はこれら公共企業体及び政府の現業職員等に対する取扱いと歩調を整えることとなるのであります。更に又現在休職者には法律に定める給与のほか支給されず、従つて年末手当等は支給し得ないのであります。今日年末手当はもとより賞与たる性格から、給与の一部という性格に變りつゝあり、業務の性質上特に結核疾患を生ぜしめることの多い専売事業の性質から見ても療養生活に多額の経費を要するこれらの休職者に対しても、これを支給し得ないことは誠に氣の毒な事情にありまして、この改正を行うことによつてこれに解決の途を開こうというのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上速かに可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(中川以良君) 御質疑をお願いいたします。

○木内四郎君 只今提案理由を伺いましたが、他の特別会計との均衡を図るについては御尤もの点もありませんが、一般公務員との關係はどうなつておりますか。

○政府委員(白石正雄君) 一般職の公務員につきましては、その給与に關する法律がありまして、その法律の規定によつて給与その他全部規定せられておりますので、それによることになつております。それから今回提案してあります企業的な五特別会計に屬する職員につきましては、今回の措置によりまして、給与準則で措置することができるといふように規定してありますので、法律によらずに給与準則で定めるということに相成るわけであり

ます。

○木内四郎君 一般公務員については今お話になつた通りのことはわかつておりますが、権衡下どういふことになりましか、権衡をとることがいいか悪いかは別問題として、休職者に対する内容はどうか。

○政府委員(白石正雄君) 現在電々公社に關しましては、法律によらずに全部給与準則によつて措置することの提案になつております改正案の通りになつておるわけでありまして、国有鐵道と日本専売公社が現在法律で規定せられておつたわけでありまして、電々公社等と権衡を保つという点におきましては、今回の改正が適當であらうかと考えられるわけでありまして、更に一般の公務員につきましては、これは給与自体が法律によつて縛られておりますので、休職者につきましても法律によつて縛られるということには止むを得ない、ただ公社につきましては、給与自体が給与準則によつておりますから、その意味から行きまして、休職者給についても給与準則によつて自由にきめるといふことはその点から見ては止むを得ないことではなからうかといふように考えます。

○木内四郎君 一般公務員は法律によつて縛られておるのは止むを得ないといふのは、休職者に対しては制限があるといふことですか。法律上の制限があるが、それは止むを得ないということですね。

○政府委員(白石正雄君) さうでございます。

○木内四郎君 どのような制限があるのですか。

○政府委員(白石正雄君) 法律によつて詳細な規定がありまして、はつきり記憶いたしてありませんが、この法律の改正によらなければ自由な支給はできないといふことになつておるわけでありまして。

○木内四郎君 そうすると今の専売公社法の第二十三條の第五号から第九号までと大体同じような内容の制限があるのですか。

○政府委員(白石正雄君) 大体さうでございます。

○岡崎眞一君 今提案理由の説明を伺つておるうちに、法文の構成の体裁上から受当とはいえないから改正するといふことがあつたのですが、併しこれをお作りになつた当初においては、さういふことを考慮せられたものではなかつたかと思つたのですが、このままで来たといふことについては、何か休職者に対する特別な考え方があつて、こういうような規定をされたわけですか。

それを今になつて改正なさるということについて、もつと詳しく説明して頂きたいと思つたのです。

○衆議院議員(佐藤觀次郎君) 実は国鉄の場合におきましても最近公共企業体になつた。電電公社法にはこの明文があるようございますが、全然専売公

社や国鉄の場合にはそういう考慮がなかつたのかどうか知りませんが、非常に欠陥があるということで、今度こういうふうに通してこれという要求がありまして、そこで提案したわけであり

ます。

○岡崎眞一君 欠陥というのはどういうことですか。

○衆議院議員(佐藤觀次郎君) 今のところ規則が、この法ができませんと、休職者の病氣になつた人が全然年末給与がもらえないということになつております。明文がないのですから……。

○岡崎眞一君 年末手当を休職者に出すためにという御説明があつたうちに、病氣の人という特定のお話がありましたが、これは、この規定を改正すると、病傷者以外の人にも出せることになりませんか。そうすると、そういうものも含めての意味ですか。そういう人全部に年末手当を出すという御趣旨なんですか。

○衆議院議員(佐藤觀次郎君) これは休職者以外の人には出ないことでありまして、病氣で休んでいる人だけに或る部分の年末給与、年末の支給をもらふということを意味してあるので、ほかのものに影響はございません。

○岡崎眞一君 併し、休職者全般に亘つての改正ではないのですか。ここに書いてある意味ですね。病傷の場合もあるし、それから刑事問題で起訴されておる者という場合もありますが、それは全部入りませんか。

○衆議院議員(佐藤觀次郎君) それは全部入ります。

○岡崎眞一君 そうすると、今のお話と少し違ひますな。今のあなたの御説明は、病氣の者のためだけにこれを改正するというお話でしたらよろしい。

○衆議院議員(佐藤觀次郎君) 病氣その他一切を含めての提案でございます。

○岡崎眞一君 要するに、そうすると年末手当を支給しようとするための改正なんですね。

○衆議院議員(佐藤觀次郎君) さようでございます。

○岡崎眞一君 そうしますと、法文の構成上の体裁云々ということとは、これはつけ足したくないものですか。

○衆議院議員(佐藤觀次郎君) まあ説明がまずいから御了解願えないと思ふのですが、実ははつきりした明文を入れたらどうかという意見がございますが、実ははつきりいたしますと、専売公社の中でいろいろ問題が起きますので、そのときには、特に休職者である、一般の人の或いは二割とか三割というふうなことを規定をしなければなら

りませんが、こうやつておけば団体交渉で専売公社の総裁と労働組合のほうで折衝することになりますので、はつきりした明文を書かずに、団体交渉に譲ると、こういう意味でこれだけを削除するということになつて来たわけであり

ます。

○木内四郎君 これは別に反対でも何でもありませんが、主税局長もおられるのだが、税務官吏なんかは、そう言つては悪いけれども、非常に激務に携わつておるし、待遇もそれほどいいとは思われないが、その結果、やはり病氣になつて、休職になつたりした場合に

は、法律によつて一定の制限があるよ

うですけれども、専売公社その他がこういうふうになるというふうなことであれば、税務官庁、その他のものについて何か考慮したいというふうな考えは持つておられないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 私この問題は実は余りよく承知いたしておりませんでございまして、今突然のお尋ねでございまして、ちよつとお答えいたしかねるのでございしますが、のちほどとり調べましてお答えいたしても結構でございます。税務官吏は、一般の公務員と同じ待遇を受けるといふこと

になりますので、そのほうに何かあれば別でございますが、なければやはり特別の措置を講ずるか、講ぜないか、こういう問題にならうと思ひますが、私これは一般の公務員と同じようにするのが適當ではないかというふうな考へておるのであります。

○岡崎眞一君 これは、やりますと、結局準則に従うということになれば、給与は、これは例の予算の範囲内でやるわけですね、そうすると、それに関連して考えられることは、一体この御趣旨によつて、現在一つの具体的問題を取上げて、この法案の企図されておる骨子であると思ふのですが、病氣で休んでおる人に対して、年末手当を出す、普通の人と同じように出すということになると、どれくらい金額になるのですか。

○衆議院議員(佐藤觀次郎君) 現在病人の休職者が六百二十五人あるようであります。それで、これは必ずしも同じような年末手当を出すのではなくて、それは専売公社のほうの公社側と、労働組合との団体交渉によつてきまるのでありまして、幾ら出すか出さ

んかということとは、私らのほうでは見当がつかないわけでありまして。

○岡崎眞一君 私はそういう質問を申し上げますのは、専売公社の予算のことについて、又特別会計予算から繰込むとか、いろいろの措置の問題が起つて

来るときに、我々にも関係があるもので、それをあらかじめ考慮して伺つておいたわけです。結構です。

○堀本三三君 佐藤さんの言われることを聞いておると、どこまで行つちやうのかわからないのですが、もつと私

自分の考え方をまとめるためにお聞きしたいのだが、要するに何じやないですか、日本専売公社法で休職の場合を限定していろいろ規定がある。併し専売公社においては給与その他の労働条件に關することは団体交渉でやるのが本筋である。ところが現在では二十三条の五項から九項までずつと書いてあるが、そういうふうにならうと法律で定めなくて、給与準則によるのが、他の法令との均合いかから、均衡から見ても、こういうものは給与準則に譲るべきだ、だから特に専売公社についてこういう細かい規定があることは、それ以外のもものは支給できないような欠陥があるから、この際給与準則にしよう。こういうことではないですか。だと思ふような気がするのですが、そうでないかどうかということ。国家公務員についても休職の場合には給与準則による、今度国会に出されておるところの公共企業体の職員に対する、造幣局等の特別会計ですか、これも大体そういうふうになつておるから、それと合して行くつもりだと、こういうことだと思ふのですが、どうですか。

○衆議院議員(佐藤觀次郎君) その通りです。

○委員長(中川以良君) 他に御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。格別御発言もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。日本専売公社法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決すべきことに賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は先例によりまして委員長に御一任を願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。格別御発言もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。日本専売公社法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決すべきことに賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は先例によりまして委員長に御一任を願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
伊藤 保平 大矢半次郎
松永 義雄 木内 四郎
菊田 七平 黒田 英雄
木村禮八郎 西川基五郎
小林 政夫 岡崎 眞一

○委員長(中川以良君) 次に日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案を議題に供します。先ず御質疑を願ひたいとします。

○小林政夫君 先般提出された政府の財政資金の蓄積に関する資料ですか、只今資料が配付されて、入れ替えるというのですが、どれとどれと入れ替えるのですか。

○政府委員(白石正雄君) お手許に配布いたしました資料につきましては簡単に御説明を申し上げます。

先ず最初の表であります。これは国が現在出資をしておるといふような出資関係のものをまとめて計上しております。その総額は二千三百七十九億八千四百四十四万に相成つております。この中で金額の多額に上りますのは(イ)の中の(ロ)の日銀等金融機関六行というのであります。その中では開発銀行、国民金融公庫、住宅公庫、輸出入銀行その他が入つておるわけでありまして、それから出資でなくして一般会計からの貸付金、提案してありますような国有鉄道に対する貸付金に類しました貸付金であります。これが国鉄への貸付金が五百八十六億四程度、それから電電公社への貸付金が五百十七億程度になつております。このほかになお貸付金といたしましては、例えば青英会に対する貸付金とか或いは地方公共団体に対する貸付金というやうな金額のそれほど多額に上らないものが相当あるのでございますが、これは実は整理が十分できませんでありましたのでここに省略させて頂いておきます。国鉄への貸付金はこれは旧

鉄道特別会計時代に特別会計が借入金

或いは公債を発行したといふやうなことで特別会計の債務になつておりまして、そのものが、公社に変わりましたときにその債務は一般会計が承継いたしました。そうして同額を同条件で国有鉄道に対する貸付金として整理をしたところ、このことになつておりました。その関係のものがここに五百三十五億四程度残つておるわけでありまして、電電公社の分も、大体金額の大部分はそれでありまして、なお国有鉄道に對しますものといつたしまして、そのほかには只今問題になつておりました三十億五千二百萬円の貸付金、それから二十六年度におきまして緊急輸送のために特に一般会計から無期限で貸付けました二十億圓といふやうなものがあつた。なおそのほか預金部資金等よりの貸付金がありまして、それは一応一般会計の通常のものと異なりまして省略して頂きます。電電公社に対する貸付金も、只今申上げましたやうな公社に切り替つた時の貸付金といふものがその大部分を占めておられて、赤字補填の貸付金は二十九億九千八百萬四程度にとどまつております。なおこのほかにはいわゆるインベントリー・ファイナンスといつたしまして一般会計から特別会計等に繰入れまして蓄積せられた資金がありまして、この資料は予算委員会のほうに提出してあります資料をそのままここに提出した次第でございます。

○小林政夫君 今インベントリー・ファイナンス等による財政蓄積資金についてという資料をもらいましたね。それと、前のやがは二十三年以降の一般会計より各特別会計への出資額調、これとはどうなるのですか。

○政府委員(白石正雄君) 誠に申訳ないでございますが、前の資料は実は予算書の上から整理をしようといつたしまして検討しておつたものであります。整理が十分できておらないわけでありまして、従ひましてこれは間違ひの点も二、三ありますので、あとで提出いたしました資料のほうに訂正させていただきます。

○小林政夫君 そうするとあとのほうの資料は、貴金屬特別会計と食糧特別会計と外為特別会計、これだけでいい。

○政府委員(白石正雄君) はあ。

○小林政夫君 併し今の農業共済だとか開拓者だとかいろいろありますが、これも又一つの広い意味のインベントリーに違ひないのです。やはりこつち書いてある数字に多少間違ひがあるというのですか。それともこの貴金屬と食糧と外為だけを入替へればいいということなのか。

○政府委員(白石正雄君) 通常インベントリーとして言われておりますその主たるものは、後に提出いたしました資料に計上になつておるやうなものでありますので、一応これを以て代表させて頂きたいということの後資料に提出させて頂いたわけでありまして、厳密な意味におきまして、一般会計から特別会計等に繰入れておられて財政資金の蓄積になつておるといふ意味で検討をいたしますれば、なお前に提出いたしました資料に計上になつておりますやうな、例えば農業共済再保険費として二十五億二十六年度に繰入

れ、或いは二十七年に三億更に繰入れておるといふやうなものも考えなくてはならぬのではなからうかといふことは十分考へられるわけでありまして、実はこれがこのまま蓄積されておるかどうかといふ点になります。いろいろその特別会計の内部で検討しなければならぬに判断がでないものであります。農業共済のときは、すでに相当これは損失の補填等に充てられておる、現在においてはなくなつておるのであります。二十八億も繰入れておりますけれども、現在基金といつたしましてはもう殆んどなくなつておるといふやうな現状でありまして、又造幣局の特別会計等に繰入れてありますものなどにつきましても、これは製造経費を繰入れておるわけでありまして、それは製造に要する人件費、或いは原材料代といふやうなものとてはなつておるもので、これを財政資金の蓄積といふやうに入れるかどうかといふ点については問題があるわけでありまして、成るほど財政資金の蓄積になつておるものの中にはあると思つたのであります。以上申し上げましたやうな理由によりまして、なお相当検討の余地がありますので、一応金額も多額に上り、且つ間違ひのないといふものだけを提出をするといふやうに訂正させて頂いたわけでありまして、

○小林政夫君 まあ私の要求したのは、いわゆるインベントリー・ファイナンスと言つておるものだけでなしに、こつちつたものがあるかどうかそれを明細に調べて出してもらいたい、こつちう気持ちであつたので、今日は時間ありませんから後刻一応、今の御趣旨の通りで結構です、精査の上出

してもらいたい。私これを見てもう一つ落ちておると思つたのは、進駐軍労働者に対する基金がありますね、七十五億……。これも落ちておるのじやないか。併しそれは退職資金に引充てるのだと言つても使ひ切つちやつたのかどうかといふやうな点もこれを見て質問したいと思つていたわけでありまして、それから次に見返資金のなにか付いておる。ちよつとこれはわからないうのだけれども、説明してもらえないでしようかね、一応……。見返資金の運用資産明細表といふのが付いておる。○政府委員(白石正雄君) 見返資金のことにつきましては実は私ちよつと何しとおりましたので、至急係りの者を呼びまして、あとで説明させて頂きたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) ほかに御質問ございせんか。ちよつと速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始め。他に御発言もないやうでございますが、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないやうであります。〔異議なしと認めたものと認めて御異議ございせんか。〕

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。日本国有鉄道に対する政

府貸付金の償還期限の延期に関する法律案を衆議院送付案通り可決するに賛成の諸君は御手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例によりまして委員長に御一任をお願いいたします。存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それから多数意見者の御署名をお願い申し上げます。

多数意見者署名

伊藤 保平 木内 四郎
松永 義雄 黒田 英雄
菊田 七平 西川甚五郎
木村福八郎 岡崎 眞一
小林 政夫 堀木 録三
大矢半次郎

○委員長(中川以良君) 次に、国際連合の決議に基く民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案を議題に供します。先ず質疑をお願いいたします。

○木村福八郎君 この法律案の内容です、これは何だかはつきりこれではよくわからないのです。もう少し具体的に説明して頂きたいのです。

○政府委員(白石正雄君) 法案を作りました具体的な事実から申し上げたいと思います。

二十七年年度の一般会計予算の補正の外務本省のところに特殊物資取扱費といたしまして千八百万円が計上せられ

ておるのであります。それから同じく通商産業省の所管のところで特殊物資取扱費といたしまして、三千六百万円が計上されております。前の千八百万円は昭和二十五年の六月二十七日の安全保障理事会の決議に基づいて国際連合朝鮮市民緊急救済計画がなされたのであります。それで朝鮮の難民の救済をやろうということになつておりますので、国際連合の決議に基づいて行われております。こういう難民救済事業に對しまして、国際連合に協力するといふ立場から日本といたしましては千八百万円の経費を支出いたしまして必要なる物資の輸出を行う、こういうことになつておるわけであります。

それから三千六百万円の通商産業省のほうに計上になつておりますのは、いわゆるユニセフ、国際連合、国際児童緊急基金といふのが同じく国際連合の機関として設けられておりまして、そして児童福祉関係の諸施設を設備するといふようなことが行われておるわけでありまして、今回の分につきましては、特に東南アジア諸国の児童福祉施設等の援助が行われることになつておりますので、これも又国際連合の事業に協力するといふ意味から今回我が国といたしまして三千六百万円の金額を支出いたしまして、国内で必要な物資を買つてこれを東南アジアその他に送る、こういうことをなそうとしておるわけでありまして、以上御審議を願つております予算の処置と並行いたしまして、これは金額で出すのでなくして、国内の物資を輸入いたしまして、それを送付するといふことになつておりますので、財政法の第九条によりまして、物品は、国の財産は適正な

対価なくして譲渡することは通常の場合はできない、法律の根拠があることを要するといふことになつておりますので、特別の立法措置を必要とする、こういう意味で本法律を提案しておる次第であります。その内容は従ひまして国際連合の決議に基づいて設けられたところの公的機関に對しまして、その実施するところの民生事業、これは広く福利増進のための事業、又消極的に救済事業といふようなものを広く含む意味におきまして、民生事業のためには広く人道上の立場から輸出してもよろしいといふ意味の規定になつておるわけであります。

○木村福八郎君 これは国連の決議に基くのですが、別に日本としては義務はないわけですね。

○政府委員(白石正雄君) 日本は未だ国際連合に加入していませんので、義務はないわけでありまして、自発的に国際連合の人道的な事業に協力するといふ意味で自発的な輸出であります。

ただ現在までユニセフからは過去におきまして日本といたしましても相当の援助を受けたといふような事実もございますので、そういうものに報いるといふことも併せて考慮しておるわけでありまして。

○木村福八郎君 まあユニセフのほうは多少わかるのですが、この朝鮮のほうの難民救済ですね。難民救済すること自体は何も我々もこれは人道の立場から結構なことだと思ひます。併しこれに物資を以て充てるということになつておりますが、提案理由をみますと物資の中に医薬品とか、何とかいろいろ出ております。ああいうものは使ひようによつてはこれは戦略物資になる

のですから、使ひ用によつては間接的になりますから、そこでそういう難民救済とはいひますけれども、朝鮮動乱がもうやんでしまふのですよ、これがもうやんでしまふ問題はない。併しまだ動乱の解決はしてないやうな場合に難民救済といふ名において国連協力でありましようがこれはやはり間接には国連の警察的行為に對する日本の援助といふことになつておるのですよ、結果において……これは重大な問題だと思ひます。朝鮮動乱がやんでしまふのですけれども、日本はこういうやうな形で、これは金額は現在のところ僅かでありましようが、併しはつきりと朝鮮動乱にこの何が關係して行くやうなことが、ここにきつかけが出て来るやうな感じを与えるのですよ。

この点はどういうやうに、まあよほど慎重に考えられたでしようけれども、どういふやうに考えられてこの難民に對して医薬品とか、あの提案理由に記載されておるやうな品目をまあ送ることになつたのか。その点と一応ここには千八百万円といふのが出ておりますが、これは今後ともつと殖えるのかどうか。それから又来年度もこういう問題が出て来るのかどうか、際限なくこういうものを拡大して行けば、こういう法律を通して行けば、これで又今後難民救済と稱して無償で向うにいろいろのものを送るやうなことが出て来ると思ひます、その点……

○政府委員(白石正雄君) 輸出する物資が戦略的にも使われる可能性があるから問題があるといふ御質問の趣旨のやうに押さへてしまふが、私どもは国連が難民の救済計画として、その方面に使用するといふことで、国際連合

の人道的な趣旨から特に決議が行われて、実施せられております計画でありますので、その意味において輸出しました物資は、難民救済のみに使用せられるものでありまして、決して戦略的なものには使用せられないものだといふやうに承知しておるわけでありましよう。なお物資は我が国におきまして国内で調達をして送付することになりますので、成るべくさういつた可能性のない品物を輸出するといふやうに、具体的の場合におきましても取計らうやうに考えております。

○木村福八郎君 その戦略物資でないといふことはあなたどうして判定できますか。さういふやうに承知しておりますといふけれども、どうして承知できますか。それから難民といつても、例えば地震とか、風水害とか、さういふことによつて生ずる難民と、朝鮮における難民とは違ひます。あれは戦争の結果生ずる難民であつて、その難民を救済するといふことは、それ自体やはり戦争に對して協力することに間接的になつて来るのです。その点を簡単に考えることはできないと思ひます。その点どうなんですか、国際法上いふところでは問題はあつたやうな感じがするのです。私は国際法は詳しくないから、常識で質問してゐるのですけれども、さういふ点は国際法上何か相当いふやうなものはないかと思ひます。例えば或る敵国の戦争被害者に何か援助を与えるといふことは、間接的にその国に援助を与えるといふことになり得ることが何かあるんじゃないかと思ひますが、さういふ点は研究されたのですか。

○説明員(庄司宏君) 只今の点は日本

からの輸出がそういうふうな戦時物資に該当しやせんかというふうな御質問であります。我々もいたしましては、これは飽くまでも人道的な立場から出すというように承知しております。そうしてこれはそういうふうな間接的に或いはなりはしないかと非常に広く考えました場合には、これはすべて現代の戦争においてはあらゆるものが、そういう関係を持つということになりやしないかと思うのであります。が、この場合朝鮮の救済計画に對しましては、例えばインドとか、そういう極めて中立的な立場をとつておる国では、安全保障理事会の決議に對しましては、安全に援助その他のことについては断つておるビルマとかインド、そういう国もこの救済計画のほうには、いずれも喜んで輸出してある、相当多額の金を輸出し、又物資その他で輸出をしてあります。そういう場合に或いはイスとかスエーデンとか、そういう国もこの計画には輸出してあるものであります。一般的には國際的な常識からいまして、こういう方面の輸出が、いわゆる戦争、何といひますか、國連の警察行動に、殊に軍事の方面に關係するといふふうには見られておらないのじやないかと私ら考えております。

それから國際法の点につきまして非常に詳しく研究したと申上げるわけにも行かないかも知れませんが、大體戦争による傷病者、傷病兵はこの際人として救済しないのか。それで一方の難民は救済している、他方の難民は救済しないということになると、日本はそういう点について人道的立場、人道的といひますけれども、これは風水害そ

ういふ場合に對しましてこれが特に中立、この場合戦争ではございせんから、中立の問題は全然考える必要はないのでございせんけれども、いわゆる戦争の場合でありますたら、中立の違反になるというところは一般に考えられていないというふうな承知しております。

○木村福八郎君 それでは赤十字の活動としてどうしてしないのですか。

○説明員(庄司安君) この問題は赤十字も協力しておりますが、一応安全保障理事会の決議によりまして、國際連合として救済計画をやることになりまして、そうして國際經濟社会理事会その他の機關、諸專門機關、WHOといひますか、世界保健機關、それから赤十字その他がその下に協力して行かうようになっております。で赤十字自身は直接にはこれに當つておらないが、これに協力して、朝鮮の救済事業には國連の機關と協力してやるようになっております。

○木村福八郎君 私はその難民自体に對してはお氣の毒だと思つてゐるのです。それは南の朝鮮の人でも北の朝鮮の人でも、朝鮮の人たちがあの戦争のためにいろいろ被害をこうむつて危険になつてゐるというところは、これは実に氣の毒に堪へません。従つてそういうことを救済するという趣旨は非常にいいのですけれども、併しこれは實際的には一方的に朝鮮のほうですよ、それと北朝鮮のほうの人はそういうふうな救済しないのか。それで一方の難民は救済している、他方の難民は救済しないということになると、日本はそういう点について人道的立場、人道的といひますけれども、これは風水害そ

の他の天災地変と違ふのでありますから、どうしてもそこにかたよつた傾向が私は出て来ると思うのです。で医薬品は戦時物資ではないと言われるけれども、それは今中東貿易なんかでも医薬品の輸出は認められていない、それは使ひようによつては戦時物資にもなるのです。だから問題は程度の問題になつて来ると思うのですが、そこでこれは期限も程度も何も書いていないのです。これは予算には一応本年度は千八百万円となつておりますが、法律案自体としては何らそこに限度もない、そこでこれは一時的に今度限りの措置なのか、今後又やつと続けるのかどうか、そういう点はどうですか。

○政府委員(白石正雄君) 法律案としては御承知のように今回限りというところではなくして、次に問題が起りましたときには、適用し得られるような内容を有しておるわけでございまして、事實問題といたしまして将来起り得るかどうかというところは、現在のところはまだ予想しておりませんが、その後事態によりまして、そういう必要が生じた場合におきましては、予算の審議を通じて御決定を願うというように考えております。

○木村福八郎君 この千八百万円とか三千六百万円という金額はどういうところから出て来たのですか。

○説明員(庄司安君) これは先ほど申し上げましたように自発的な募金なのでございまして、向うから割当てられたりそうした性質のものではない。で結局一つの国がどの程度の思ひ召しとでも申しますか、そういうどの程度の金をやるかという根本的な基準というものはございせん。例えばよその國が大体どの程度にやつてゐるといううなことも考慮の一つになりまして、それから日本では特にこの問題と關係が深いからいふかといふようなことも考慮の一つになります。一番根本的には財政的な力、余力といふものも考慮の一つになるのじやないかと思ひますが、そういうような大體國際的な仲間入りをする意味において、又國連への協力を表示する、本當の協力の表示という程度のものでありますけれども、できるだけやりたいんだ程度にやりますよといふ程度のものであります。特にやつとつくりとこれによつて算出するといふような基準のあるものではないのであります。だから例えばユニセフのほうは十萬ドルになつております。それから朝鮮のほうは五萬ドルになつておりますが、ユニセフのほうはすでに日本といひましては、五十七萬ドルばかりの援助をユニセフから受けております。日本のほうとしてはそれに対して昨年度において二十二萬ドルばかり、これは向うの計算であります。輸出したことになるのであります。今度も求められて全体の計画とかそういう規模を參考として、大體この程度といふふうな、お祭りのときの寄附みたいな程度で全部同じ調子でやんなかを見まして、大體この程度で協力の意思が表せるのじやないかといふような場合なんです。

○木村福八郎君 何かこのユニセフのほうについてはそんなに疑問も生じませんし、又無理がないと思うのです。これは常識上御承知のようにそれは國

連協力ということですから、朝鮮のほうに對して難民救済することはいいです。難民諸君に罪があるのじやないのですけれども、李承晩政府は非常な反動的なんです。李承晩ラインといふようなことも起つておるのです。日本の漁業権についても非常に國際法上から考へて、不当な干渉をしてゐるわけなんです。向うが非常に紛糾を起しておることは御承知の通りです。漁船なんか拿捕されて裁判にかかつておる。それもなかなか解決がつかない。我々は決して朝鮮の民衆のかたが、が戦争によつて被害をこうむつて困窮しておる、これに對しては本當に我々としてもできるだけ援助をすべきでしよう。併しそこに何か割切れないものがあるのです。國連協力、協力と言つても、そんなら朝鮮も國連協力の精神で李承晩政府はやはり日本に對して日本もそういう國連協力をするといふなら、李承晩政府はなぜやはり國連協力の精神に基いて、反動的な最近の外交方針をとるのか、こういうところについて、やはりこういう問題ともからめて外務省は何か手を打つて然るべきじやないかと思ふのです。併し金額も小さいからこれで向うに反省を求めるといふきつかけにはなり得ないかも知れませんが、何かそこに私たちがあんなに排日的態度をとり、最近は大害が起つて、それで實際予算上もそのために今度は船員に對する給与支払いの措置もつておるのです。損害は出て来ておる。現実の漁船拿捕が、そういうのに私はこういうことをするのに對して何だか割切れない。そこで千八百万円といふのは一体どういふ算定に基いて出て来たのかとお伺ひしておるので

ものにはございせん。例えばよその國が大体どの程度にやつてゐるといううなことも考慮の一つになりまして、それから日本では特にこの問題と關係が深いからいふかといふようなことも考慮の一つになります。一番根本的には財政的な力、余力といふものも考慮の一つになるのじやないかと思ひますが、そういうような大體國際的な仲間入りをする意味において、又國連への協力を表示する、本當の協力の表示という程度のものでありますけれども、できるだけやりたいんだ程度にやりますよといふ程度のものであります。特にやつとつくりとこれによつて算出するといふような基準のあるものではないのであります。だから例えばユニセフのほうは十萬ドルになつております。それから朝鮮のほうは五萬ドルになつておりますが、ユニセフのほうはすでに日本といひましては、五十七萬ドルばかりの援助をユニセフから受けております。日本のほうとしてはそれに対して昨年度において二十二萬ドルばかり、これは向うの計算であります。輸出したことになるのであります。今度も求められて全体の計画とかそういう規模を參考として、大體この程度といふふうな、お祭りのときの寄附みたいな程度で全部同じ調子でやんなかを見まして、大體この程度で協力の意思が表せるのじやないかといふような場合なんです。

○木村福八郎君 何かこのユニセフのほうについてはそんなに疑問も生じませんし、又無理がないと思うのです。これは常識上御承知のようにそれは國

連協力ということですから、朝鮮のほうに對して難民救済することはいいです。難民諸君に罪があるのじやないのですけれども、李承晩政府は非常な反動的なんです。李承晩ラインといふようなことも起つておるのです。日本の漁業権についても非常に國際法上から考へて、不当な干渉をしてゐるわけなんです。向うが非常に紛糾を起しておることは御承知の通りです。漁船なんか拿捕されて裁判にかかつておる。それもなかなか解決がつかない。我々は決して朝鮮の民衆のかたが、が戦争によつて被害をこうむつて困窮しておる、これに對しては本當に我々としてもできるだけ援助をすべきでしよう。併しそこに何か割切れないものがあるのです。國連協力、協力と言つても、そんなら朝鮮も國連協力の精神で李承晩政府はやはり日本に對して日本もそういう國連協力をするといふなら、李承晩政府はなぜやはり國連協力の精神に基いて、反動的な最近の外交方針をとるのか、こういうところについて、やはりこういう問題ともからめて外務省は何か手を打つて然るべきじやないかと思ふのです。併し金額も小さいからこれで向うに反省を求めるといふきつかけにはなり得ないかも知れませんが、何かそこに私たちがあんなに排日的態度をとり、最近は大害が起つて、それで實際予算上もそのために今度は船員に對する給与支払いの措置もつておるのです。損害は出て来ておる。現実の漁船拿捕が、そういうのに私はこういうことをするのに對して何だか割切れない。そこで千八百万円といふのは一体どういふ算定に基いて出て来たのかとお伺ひしておるので

すけれども、そういう関係はどうなんですか。朝鮮の……、あなたに聞いても無理かも知れませんが、どういふふうな政府としては見ておるのかですね。

○説明員(庄司宏君) 大まかむずかしい根本的な問題なので、御説の通り私から言うのは少し問題が大き過ぎるかと思存しますが、この計画はやはり朝鮮に對してではなくて、国連に對する協力であることが第一の考慮にされたことなんでしょう。それから只今の朝鮮の李承晩政権の日本に對する態度というふうなものにつきましても、確かに御説の通りと存じます。日本といましては、一方こういう現在の朝鮮の李承晩政権がこういうことをやつておるからといって、それをすぐむきになつてあらゆる方面に對してこれを反映させて、こつちがかん／＼になるという態度は、少し大國と申しまして、もちよつと語弊があるかも知れませんが、我々としてはとりたくない。(笑聲) なすべきものはなしてから又交渉すべきものは交渉するという態度を以て臨みたい。これはやはり一つの國際社会における名譽ある會員としての義務と心得まして極めて些少なであります。が、お心ざし程度にやるといふことを考えたわけなんです。

○木村義八郎君 それは問題によりけりで、如何に大國であろうと問題の筋は通さなければいけないのです。筋を通さないからそういうふうになめられておるのです。あなたはそんなふうな気持ちだから向うではなか／＼やわらかくならないのです。やはり筋というものは通すべきで、今あなたから大國の格度云々というお気持ちを聞きま

した。それは御尤ものところがありまして、外交上……併しやはり筋というものには問題が小さくても通さなければならぬのであります。これは意見になりましてからこの程度でやめます。併しどうも我々としては割切れない。併し最後に聞きたいのは、今後こういうことがやはり続くのか。法律上の建前では、今の御説明ですとあり得ることになるのですが、それも今後こういう形で相当國連協力、國連協力とどん／＼やつて行くと、日本でさえ更に難民が救われていないのです。ただ国内で毎日のラジオをお聞きになればあります。NHKでも今の年末に際して困つた人を救ふというので、非常に

気の毒な状況を放送しております。それでもやはり我々は國際的にそういう協力をすることも必要だと思ひますけれども、自分の國でさえまだできていない。自分の頭の蠅さえ追えないのです。そこでこういうことを取上げるようになるのですが、問題は今後こういうことがもつと大きな規模で起つて来るのかどうか。大體常識から言つて、これは今回限りくらいでやめるのかどうか、それに千八百万円くらいなら、今あなたが言われた大國の格度として目をつぶつてもいいのです。甚だ割切れないところがあるのですけれども、今後の見通しをちよつと伺ひたい。

○説明員(庄司宏君) このたびの難民は、今年の十月頃でした。國連連合のほうから難民として、戦後独立いたしましたから初めて申込みがありましたので、そうしてこれを一応受けて難民することになったのです。この計画は名前の通り緊急計画となつております。いわゆる計画、一定の何年にこ

れだけ使用するというふうな計画があつて、それに基いて実行する、そのために基金としてこれだけでいいと算定できるものではないのであります。一応戦争の規模その他によつて難民に對する救済の費用その他もしよつ中變つて来るのであります。ですから向うから提示されましたものについてだけの提示が今後あるかどうかということとは、余りはつきりいたしません。

いずれも戦況に支配されるということになります。そしてこれは休戦協力ができずと、或いは敵對行為がやみますと、これは緊急救済計画というのは一応なくなります。そしてむしろ朝鮮の復興、再建計画、これは北鮮も南鮮も一応含めてある。救済計画も現実に

おいては確かに韓國側のほうになりますけれども、實際問題として北鮮の難民に對しても地域に入つて来れば、收容できるようなれば、いずれも与えることになつておる。日本人にでも差支えない。一般難民に對しても与えらる。休戦協定乃至は敵對行為がやみますと、正規のレギュラーの大きな計画で救済されて、いわゆる緊急的なものがなくなる。ですから現在のところは将来どの程度まで続くかは予測できませんが、大體戦争の規模が現在のようになれば、やはり一時一応の救済計画というものは今後もあり、或いは今後もうこういう要求が来ることは考えられるわけでありす。併しこれに對して応ずるか応じないかということとは、全く自発的なものでありますから、そのときには前後いろいろな諸般の事情を考慮に入れます。若し応ずべきものは応ずる、そのときでありま

ことにはいたしたいと思ふのであります。大體しよつ中或いはこれに對して応ずるといふようなものでもないし、又将来非常に金額が大きくなるということとは現在の情勢では考えられておらない。むしろ漸次縮小するような形のほうに向いて行くのではないかとこのように考えられます。

○松永義雄君 ただ一点ですが、ちよつと伺ひたい。もう一度、先ほど國際連合安全保障理事會の決議に基いた。こういうお話でしたが、安全保障理事會の決議に關して理事會ですか、出席者の満場一致で決めたのですか。出席者は安全保障理事會の理事會全部でございますか、主な大國ですか、出席しておられた……。

○説明員(庄司宏君) これは昭和二十五年の七月三十一日の決議であります。このときは全会一致でこの決議が通過しております。ただこの際ソビエト連邦は丁度その前の、その年の一月から七月中までは欠席しておりましたので、ソビエト連邦は加つておりませんが、出席した全部の國はこれに賛成いたしております。

○菊川孝夫君 ちよつと委員長にお尋ねしたいと思つておりますが、本法律案について、政府の提案理由並びに質問は本日初めてでございますが、質問等は外務大臣とか何か出て答弁せられてやつておるのですか。

○委員長(中川以良君) 大臣はおられますが、ほかの者が参りました。○菊川孝夫君 大臣なり、或いは政務次官なりが来て、答弁になつておつたというなら、私は速記録を後で調べてもよいと思ひますが、これは金額にしては今の話の通り千八百万円だと思ひますが、非常にこれは重大な問題だ

と思ひますので、従ひまして、私は今日お出でになつた、別に庄司さんでは資格がない云々というのではないのですが、外務省の政府委員、正式に任命してある政府委員なり或いは外務大臣なりが参りまして、実は御質問申し上げたいと思つたのですが、余りにその今日は急がれ過ぎるので、これを庄司事務官だけの見解を聞いてやるというの、私は國會議員として思慮がなさ過ぎるのではないかと申すのです。従ひまして少くとも外務大臣が都合が悪ければ、政務次官、そうでなければ正式に任命された政府委員の御出席をお願いしたいと思います。

○委員長(中川以良君) 先刻来大臣或いは政府委員が出席するように申し入れをいたしました。もう間もなく参ると思ひますが、菊川委員の仰せもございまして、この質疑は一応ここで一つ打切つておきまして、政府委員が来て又再開ということでは如何でございますか。

〔脱議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中川以良君) それではさうに取計いたします。

○委員長(中川以良君) それでは次に、造幣局特別會計法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑をお願いいたします。
○堀本健三君 この法律を出さなかつた場合にはどうなりますか。
○政府委員(白石正雄君) この前御説明申し上げましたように、これらの五會計に属する國家公務員につきましては、給与に關する何の法律も規定も存在しないということになります。従ひまして、造幣局特別會計に従事してお

職員管理の人は給与を支給するについて、何らかの法律上の根拠を必要とするであろうという意味からこのように規定を定めなければならぬという規定を設けようとしておられるわけである。

○堀本三君 給与準則そのものは、本来団体交渉の対象になるものである。そうすれば、それを団体交渉で管理者と組合との間にきめればいいものであるか。

○政府委員(白石正雄君) 公共企業体等労働関係法によりすれば、給与の内容につきましては、団体交渉その他同法の定める手続によつて定まるといふことになるか。

○堀本三君 併し定まりましたその実体的な内容、給与の実体的な内容は、団体交渉等によつて定まらねばならぬ。これを国家公務員に対して支給するにつきては、政府内部の手続的なやうな規定が必要ではないか、そういう意味におきまして手続的な規定を特別会計のほうに設けようか、かようにしておられるわけですか。

○堀本三君 そういふ特別手続的なものであるならば、何も法律による授権がなくたって一向に差支えない、こういうふうな考えられますか、どうですか。

○政府委員(白石正雄君) 何らかの法律の規定もないといふことは、やはり規定として不備ではなからうか。従いまして法律においてその手続をこういふことによつてやるのだというふうに規定いたしまして、やはり整備する必要があるのであるというふうに考えるわけであり。

○堀本三君 お聞きしますが、不備

なと言われるが、本来こういうものが団体交渉に委ねられておる以上は、それによつて変わつて行くので、準則というものがそれによつて常に変わつて行く本質的なものだといふふうに考えられるのです。と同時に沿革的に見ても、日本鉄道特別会計法、日本専売特別会計法が最初できたときには、準則をきめろといふような法律上の規定がなく、むしろそれで済んでおるなら、私はもつと沿革的に見ても、そういう規定が最初にはなかつたと記憶しておるのですが、ありましたでしょうか。

○政府委員(白石正雄君) 公共企業体の沿革的な点をちよつと私承知しておりますが……

○堀本三君 最初の日本国有鉄道が公共企業体になりましたときの日本国有鉄道法、それから日本専売公社法といふものの初めにはそういう規定がなかつたはずだと思ひます。その点のお調べはどうですか。

○委員(中川以良君) 今の答弁はどうですか。

○松永義雄君 ちよつとお尋ねします。給与準則を定める際に、民間従業員の給与を考慮すること等も当然のこととして、そのほか特に生計費とて置いておられるという文字を加えて置いたほうがいいじやないかと思ひますかどうですか。

○政府委員(白石正雄君) 給与準則を定める場合におきまして、考慮すべき条件といたしましては、本法律案におきましては、一般職の職員の給与に関する法律、それから民間事業の従事員の給与、その他というように三条件を兼ねておるのであります。生計費の問題につきましては、実は一般職の

職員給与の法律の中に、これは生計費その他を考慮して定めるといふようにこの中に文句が謳われておりますので、従つて一般職の職員の給与に関する法律というものがあれば、その内容について入つておるものも当然考慮になるというふうな意味と、それからその他との事情という点において、そういう事情も又考慮できるのではないかといふ点から特に揚げなかつたわけであり。

○松永義雄君 それからもう一点お尋ねしますが、当該年度の給与総額の範囲内で給与準則を定めるということになるにしまして、経済事情の変動とか、国営企業内の緊急、特別、その他予測のできない事態に應ずるために、国会の議決を経た金額の範囲内で臨時に給与を支給する途を開いたものが、いいのではありませんか。

○政府委員(白石正雄君) 御承知のやうに只今のお尋ねのやうな文句が実は電電公社のほうの中には挿入せられておるわけであり。併し国有鉄道法並びに日本専売公社法の中には挿入されておられません。従いまして公社法全体から見まして、そういう点におきまして未だ法律ができていないという点が一点と、それから公社法と特別会計法とはやはりいさか趣きを異にするといふ点を考慮しなくてはならぬのではなからうか、特別会計には国の財政法並びに会計法の適用がありまして、これらにつきましては特に予備費を置くことができるということが憲法の根拠に基いて設けられておるわけであり。その予備費につきましては、特に国会の事後承諾というやうな

要件も掲せられまして、予備費の使用につきましては、制限的に現在考えられておるわけであり。お尋ねのやうな但し書は、給与に關しまして一種の予備費的な規定を設けるといふことになるかと思はれておるわけであり。

○堀本三君 給与に關しまして、給与のやうに非常に問題の多いものにつきましては、やはり具体的に国会の御審議を願つて、その議決に基いて支給をするといふことが権衡を保つ等、その他の見地から考えましても適當であらうかと思はれて、一定の範囲内で予備費的な支出を実施するといふことは適當ではないのではなからうかといふやうな意味も考えまして、そうして特に掲上しなかつたわけであり。

○松永義雄君 結論だけを申し上げまして私の質問、意見を終りたいと思ひますが、私は大体この法案に賛成ですけれども、只今も申し上げたやうな修正をしたいのは本意でありますけれども、この際そうした修正は困難でありますから、一つ来年にでもなりましたら、そういう修正点を今後明らかにして頂きたいと希望する次第であります。最初から意見を述べてしまつたが……

○委員(中川以良君) 他に御発言もないやうでございますが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○堀本三君 ちよつと待つて下さい。私の御答弁がないのに勝手に質疑を打ち切られては困ると思ひますが……

○委員(中川以良君) ちよつと速記をとめて。

○委員(中川以良君) 速記を始めて。

て。それでは本法案の質疑は一応打ちまして、のちほど政府の答弁を聴取することにいたします。

○委員(中川以良君) 次に租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。本件につきましては衆議院の修正がございましたので、衆議院の大蔵委員長よりこの修正につきまして説明を伺ひます。

○衆議院議員(奥村又十郎君) この修正案の内容は第三條の二、第一項の改正規定中、昭和二十七年十二月三十一日を二十八三年三月三十一日に、同年四月一日を二十七年四月一日に改める。及び、修正案、お手許に参つておりますか。……それじや次読み上げます。

第三條の第二項の改正に関する部分中「第五條第一項に規定する事業の用に直接供する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む)で所得税法の施行地外において取得したもの」に、括弧の下に「一月一日」を「四月一日」に改める。誠にわかりにくく書いてありますが、要点を申し上げますと、この政府提案の法律案の規定は、この十二月三十一日までに外国技術の使用権の使用の契約成立した分については、租税協定の発効後六月までは免税すると、こういうのであります。

が、そこで現に今外国商社との技術の使用について交渉中のもので、この十二月三十一日に交渉の妥結しない部分があり、せめて交渉中の分だけはこれは交渉妥結したならば免税の措置をしてやりたい、こういうことで来年の三月三十一日まで三月間この期日を延

長したならば、現在交渉中の分もこの免税の規定を受ける、こういうことになろうと思ひまするので、折角のこの規定でありますから、さようにいたしたならばよからうと考へまして修正案を提出した次第であります。

○委員長(中川以良君) 御質疑をお願
いします。

○小林政夫君 今の衆議院の大蔵委員長の改正案なんですが、私も実は十二月三十一日という日を限定し、既得権を尊重するようなことは相当問題が起るだろうと、そういうことを質疑の過程において主計局長に話したのですが、衆議院の改正が三カ月延ばされたということです、その意味においては私の危惧しておつたところに副われたわけですが、その趣旨を敷衍して行くと交渉中のものはそうだが、併し日米租税協定すらまだできないので、今後各国と技術協約をやつておりますが、その各国と一々二重課税防止を排除する特例を結ぶには相当の年限がかかるわけです。その間において今衆議院側の修正される意図を貫くとすれば、何もういづつ何日現在までに云々という契約が成立したものであるような概念でなしに、協定当該国との間にそういつた二重課税防止の条約が締結後六カ月とこうなつておるのですから、その間のものには適用するという広い概念ではないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その問題は大きな問題でありますがお答え申し上げますが、ここに特例を設けましたのは、今お話のすでに締結済みのものと申しますか、つまり今年から新しくこのような課税を始めたわけでございますが、今までのものにつきまして

は、税金が日本でかかる場合は日本側の負担にすると、こういう条項が入つておるのがございまして、従いましてこれは二重課税の条約等が結ばれますとその関係がはつきりしますもので、その際には契約の更改等がき得るのではないかと。それまでは暫く待つておこう、こういう筋合いのものでございます。従いまして今後結びますものににつきましては、最初から契約を結びます際におきましてそのような条項を入れないようにして頂くということになりますれば、事実上うまく動きますので私どもとしては考慮する必要がないのではないかと。まあ実問題としてしましては場合によりますとなかなかそう行かん場合もあると思ひますが、併し政府の建前といたしましてはすでに今までものものにつきましては救済をすれば無理がなくなるということではないのじやないかと、こういう考え方でございします。従いまして今年四月から一応課税することいたしましたので、条約等の関係がありましたので今年一ぱいはとにかく課税しないでよくと、この前は非常に荒つぽいやり方です、実は課税しない規定を設けておる、それが十二月三十一日に来るわけであります。併し現行法の下におきまして来年の一月一日以後はかかるぞと、而もそれはもう半年前に予告期間をおいてあるわけでございます。従つてその後に結ぶものにつきましては今までの筋途から見ますと考慮するのはどうであるか、考慮すればお話のように又その後のものをとらうかというふうなことに関連して余りけじめが付かないのじやないかと理論的には私どもは考えたわけでございます。ただ併し衆議

院の修正は今お話中のもので、救われるか、救われないか境目ができておるの、はともち氣の毒だ、やはり三カ月延ばしてやりたい。少くともそういうものを救済する意味でやつたらどうか。こういうことでございますれば、これは一つの考え方であらうかと思ひます。が、従ひまして私どもこの衆議院の修正に強いて無理に反対をするものではないのでございますが、私ども考えました筋は今申上げました筋途で考えております。併しこれは余りやはり無制限に野放図に延ばすことは考えものじやないかと考えております。

○小林政夫君 平田さんの御趣意はよくわかつておりますが、そうすると衆議院側では現在交渉中だと、こういう案件が具体的にはつきりわかつておるわけですか。

○衆議院議員（奥村又十郎君）たしか現在交渉中の案件は四つばかりあるように承知しております。

○小林政夫君　それがはつきりこれとこれといふことがわかつておられないと、どうもやはり又來年の三月三十一日に行くことが不公平なことが起つて来るといふことになりますから、具体的につかんでおれば結構ですが、あなたのほうと主税局のほうと一緒にわかつておられますか、平田さんどうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 私どももそういう話を法律を作ります際に聞いたのであります。政府はこれをきめておかないとけじめが困難であらうという考えて、実は原案を作成したわけでありましたが、併し今話中のものはせめていろいろの關係で若干遅れたために、現行法にありますような關係に行かなかつたということになります。

すれば、これを考えるというのをむけに強く反対するほどのことでもない、こういう意味で、できれば契約の際に日本側で日本の税金を負担するというようなことは避けてもらいたいということをやつて頂きたい。又今年もすでに四月以来大分結んでおりまして、そういうものの中にはあるようでございます。今後としましてもできるのではないかと。併しここでやります場合におきましてうまく成功したやつだけ課税して、成功しないやつは日本の業者側の負担にするということにしたやつを救つてやる。これは如何にも不公平でございますので、やはり一定の期限

をきめ、すでに締結されておるといふものを基準にして一律に同じ扱いにしたほうがいい、こういう考えをとつております。従いまして今の衆議院の修正に對しましては今申上げましたように私も強く反對するものではないが、これ以上延ばすことにつきます。これは反對申上げるわけであります。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 連記をつけて下さい。本案の質疑は一先ず打切つておきまして、後刻続けて行うことにいたします。

○委員長(中川以良君) 次に國際連合の決議に基く民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律につきまして御質疑をお願いいたします。

○菊川孝夫君 本法案は条文そのものは非常に簡潔でございまして、わかりやすく、趣旨もよくわかるのでございますが、併し国際的な反響ということ

について相當慎重に考慮しなければならん。これが遠いスイスであるとか或いは南米の奥のようなどころの問題とは違ひまして、目と鼻の先で而も戦禍の真只中にある。もう何んと申しますか、今の二つの勢力が揉み合つておる。そこに向つて日本国の名で以て難民救済というものをやるのでございませうからして心理的影響というものは極めて大きいと思ひます。従ひまして今日は一つこれは直接これの担当者である外務大臣に御出席願ひまして御答弁を是非お願いしたいと思ひます。本委員会として外務大臣の御出席は今までもちつともなかつたので、今日は外務大臣の出席を要求して、きまなくば政務次官、それでなければ政府委員、こういったところにおいでを願つたところ、幸い伊蘭さんがおいでになつたのですが、外務大臣が御出席になれない理由を一つ御説明願ひたいと思ひます。なお大体この委員会では主としてこれは参議院として申合せをしておるのございしますが、大臣が出席して答弁に當る、重要な問題については……。而もそれが出席されないときには緊急質問として本会議で堂々とやる、これはもう一貫してそうして院の何を保とう。ところが僕は今見えました庄司さんをとにかく申上げるのではなく、これは外務省の官吏として優秀なかたですが、やはり責任というものがある。国会へ来て若いかたは御質問申上げてよくおわかりになっているかも知れなけれども、肝心なところになりますと、責任を以て御答弁願えないと思うのですが、一体外務省がこういう法案を出されて今審議されておるのに、而も又他の委員会と呼ばれていゝと言つ

てせられる理由は一体どういうふうにか
考えておられるか、一つ伊蘭さん御答
弁願いたいと思います。

○政府委員(伊蘭佑二郎君) 大臣が出
て参りません理由は、私大臣に会つて
おりませんのでお答えできませんです
が、事務官を出した点は誠に申訳
ないと思ひますが、たま／＼主官の課
長が、これは非常に専門家のござい
ますけれども、たま／＼これが病氣
で休んでおります。その下の事務官は
おります。私は鹿地問題で法務委員会
のほうで私を是非と申しますので、私
があの事件につきましてもは私だけでや
つておりました、代りの者がおりませ
んでしたので、あちらのほうに廻つて
おります。誠に申訳ないと思ひます。

○委員(中川以良君) 菊川君に申上
げます。委員長といたしましては外務
大臣の出席を強く要求をいたしてあり
ますが、只今千度本院の外務委員会に
出席中ではないかと、どうしても行
けないような状態にございますので、
一応御報告を申上げておきます。

○菊川孝夫君 それでは政務次官はど
うですか。

○委員長(中川以良君) 政務次官も只
今外務委員会に出席をいたして
おるようであります。

○菊川孝夫君 非常に固苦しいことを
申上げるようでございますけれども、
私は議院運営委員会、あなたもとき
どき傍聴せられたが、緊急質問が問題
になつたときも、各委員会において十
分議論をしてもいい。その代りに
政府のほうでも常任委員会尊重主義
で、従つてできるだけ出席してその質
問に応じますから、これは与党である
自由党としても責任を持つてやるか

ら、こういうことで我々もそれでそれ
では協力しよう、そういうことでした
が、今お聞きしましたところが、この
法律案については一回もまだ大臣が来
て説明してない。これは私先ほど
申上げましたように、そういう意味か
ら極めて案件としてはわかり易い。技
術的な質問よりも政治的な質問が私は
多いのじゃないかと思ひます。従いま
して今日は折角伊蘭さんがおいでにな
つて下さいましたから、伊蘭さんに御
質問申上げますけれども、改めて私は
大臣なり政務次官が御出席になること
を一つ是非お諮り願ひたいと思ひます
が、あとで……伊蘭さんよくおわか
りと思ひますから、伊蘭さんにお聞き
する点だけをお聞きします。

○委員長(中川以良君) よくわかりま
した。

○菊川孝夫君 ちよつと一番問題点は
これは送られる品物が一体どういう名
前で、日本国とどういふ名前で行
て送られるのか、それとも国際連合へ
一旦供出してそれを国際連合として出
すようになるのではありませんか、その点
についてお伺ひいたします。

○政府委員(伊蘭佑二郎君) 国際連合
の名において行つております。

○菊川孝夫君 次に公的機関が国際連
合の決議に基づいて実施するというわけ
であります。この公的機関というの
は一体どういうのを指して言つていま
すのでございませうか。将来いふ、一
つですか、幾つもあるものでございま
すか、その点について……

○政府委員(伊蘭佑二郎君) 只今私の
ほうで考えておりますのは、ユニセフ
と朝鮮救済委員会、この二つの委員
会です、将来殖えることもございま

が……
○菊川孝夫君 よくわからんのでござ
いませうが、ユニセフというのはどうい
うものでございませうか。

○政府委員(伊蘭佑二郎君) ユニセフ
と申しますのは国際児童緊急救済基金
です。

○菊川孝夫君 もう一つは。

○政府委員(伊蘭佑二郎君) もう一つ
は朝鮮再建……朝鮮救済委員会。

○菊川孝夫君 その朝鮮救済委員会と
いうのは、これは朝鮮も北朝鮮も含め
る……、そういうことは問わないでた
だ救済するという趣旨になつておるの
でございませうか。

○政府委員(伊蘭佑二郎君) 只今のと
ころは朝鮮だけに限つておられますけれ
ども、それは朝鮮に限つておるわけ
はございませぬので、将来休戦が行わ
れまして北朝鮮のほうにも及んで行こう
と思ひますが、現在は事実問題として
そこまで手が伸びておらん、まあ行け
ないといふことになるかと思ひます。

○菊川孝夫君 それじや思想関係によ
つてやつておるのじやなしに、戦争中
であるから不可能なためにやれない
のであつて、その目的とするところは
は、同方の難民を救済したいといふの
が目的で設置せられておるのでござい
ませうか。

○政府委員(伊蘭佑二郎君) その通り
でございませう。

○菊川孝夫君 これが向うの直接難民
なり或いは児童なりに渡りまする場合
には当然どこから送られたものである
か、どこの国から来たものであるかと
いうことはちゃんとわかるようになつ
ておるのでございませうか。

○政府委員(伊蘭佑二郎君) その点の

明示は希望すれば、どこの国から来た
といふことを付けることができるそう
であります。ただ普通は国際連合の名
において出るわけでありませう。多くの
国が出してありますから、皆それが混
つておられます。

○菊川孝夫君 将来の問題としてで
ございませうけれども、決議に基いてい
うのですが、この国際連合の決議とい
うのは、将来総会で決議した場合も、
或いは安全保障理事会でやつた場合も
すべてこれは決議という意味ですか、
国際連合の決議というのには私は国際連
合の総会の決議ですか、それから例の
拒否権、日本が入れられておらん拒否
権、あつた場合とどういふ関係がある
のか。拒否権があつた場合にはどうい
うことになるのか。例えば北朝鮮のほう
を救済しようと思つたつて、ソヴィエ
トが拒否権を行使したら恐らくやれな
いと思ひますが、それはどういふう
うになつておるのか。

○政府委員(伊蘭佑二郎君) 主として
国際連合総会の決議に基くものが多い
のであります。ほかの委員会の決議で
もかまわない。それから拒否権が行使
しますと、これは決議が成立いたしま
せん。

○菊川孝夫君 そういたしますと、今
回具体的にこの法律を定めなければなら
ない理由としまして、い
つどういふ会議におきまして、どうい
う決議がなされたのでございませうか。

○政府委員(伊蘭佑二郎君) 朝鮮のほ
うは昭和二十五年の七月三十一日、安
全保障理事会の決議に基いて定められ
たのであります。

○菊川孝夫君 どういふ決議になつて
いるのですか、決議文は。

○政府委員(伊蘭佑二郎君) ユニセフ
のほうは昭和二十四年十二月一日の総
会の決議でございませう。決議文はちよ
つと今ここに持合せておられませんか。

○菊川孝夫君 提出を願ひませんか。
こんな法律を出すときに、その資料を
出さんといふのは私はおかしいと思
うのですが、それから今二十四年、或
いは二十五年に出されたのは、恐らく講
和条約の発効に伴つて講和条約の定め
るところによつて新たに日本を出さ
う、こういうふうにしておると思ひ
ますが、今のお話ですと、もう具体的
にやる場合には、金で全部を出してし
まうのであります。これで見ますと
いうと、物品の無償譲渡といふこと
になつておられますが、二十四年から二十
五年という決議でございまして、殆
んど継続的に今後ずつと毎年々々や
つて行くものであるか、半期々々にや
つて行くものであるか。別にこれでは金
額はどれだけにしようといふことは制
限はしてありませんので、恐らくこれは
あとで予算でいふと、承認されて
行くことになるだらうと思ひますが、
ただ議ることができるといふふう
に法律で定めておまして、あとは予算で
きめるのだと思ひます。そこで申上
げたいのは、第一は二十四年なり二十
五年におきまして、よほどよく出
してしまつておるというふうになりま
す、今後これをして行くのに日本でも
品物を作つてメイド・イン・ジャパン
という印の付いたものが現地に渡
る、こ
ういふことになるのですか。

○政府委員(伊蘭佑二郎君) それは物
でも金でもいいのですが、国連のほう
ではむしろ物を希望いたしてありま
す。我々といひましてはドルで出す

よりも物に代るほうがいいと、こういうふうな考えております。物を以て出そうということでありますが、それから将来続くかという点であります。これは私は続いて行くというふうな考えております。朝鮮の場合には朝鮮の戦場にも及びますが、併し毎年一回ずつ各国はこういうふうなものを出すことを希望いたしております。

○菊川孝夫君 今まではまだ現品がこの予算が通るまでは出しておられないのだ。今後現品を出すにいたしましたらばこれは日本で品物を調達して、それを国際連合の手を通してこの朝鮮へ送り込む、こういうことになるのですか。

○政府委員(伊藤佑二郎君) 日本で買いましてそれを国際連合の機関に無償譲渡する、向うの機関の名において向うの機関が渡す。

○菊川孝夫君 次にお尋ねをしたいのでございますが、今回少くともこれによつて渡そうとしているものは一千八百万円ぐらいだという、こういう庄司さんの御説明でございましたが、それによりますと主としてどういう品物を買つて、どこへこれが行渡るといふことになるかという点については、日本がそれによつて送つた品物は先ほど木村さんも質問しておられましたが、今のところはとも南朝鮮のほうへ行くことになるだろう。その結果見方によりましては、北朝鮮から見ますならば、どうも日本が南朝鮮のほうに加担をして、而もその結果南朝鮮を勇気づけて北朝鮮を叩こうとしているのじやないかという印象を与えて、この戦争に介入するとうような結果になる虞れがあるのじやないかと思うのでござ

います。その点については全然そういう虞れはないと考えておられますか。

○政府委員(伊藤佑二郎君) 品物のリストがございまして、その中から日本が選択できることになっておりますが、まあ向うの希望もございまして、将来この法律が通りまして予算がきまりましたならば、相談しながら、成るべく日本の希望する物をこのリストの中から選んで出すということになると思ひます。

それから南朝鮮、北朝鮮の關係でございしますが、これは戦争に介入するといふふうには考えておりません。これは専ら人道主義的な事業である。こういうふうな考えております。

○菊川孝夫君 これと直接背からある赤十字との関連でございすけれど、もうがどうもいふやうな、昔から長い間歴史を持つておるために、赤十字を通じてやるのが一番当らず触らずでいいと思ひますが、これはどうして外交政策上やらなければならぬものでございすか。それともこれを實現するには余りに近くて、曾ての同胞が血みどろの戦いをしてゐる、どうもどちらかへ片寄るといふことで苦しいから、赤十字のほうへ渡すといふことにして、事實上は赤十字へ渡して、向うへ行くといふやうな方法をとれないものかどうか。

○政府委員(伊藤佑二郎君) これは国連のほうで、特にこういう機関を作つてやるということになつておりまして、又各国がそれに協力いたしております。日本が今出そうと考えております

す額は非常に僅少な額でありまして、まあ国際間のお付合ひとしまして、どうしてもそのくらのものは独立国ともなつた手前、出さなければならぬといふやうな額を考えております。ですから赤十字の事業と申しますよりは、国際連合がこういう機関を作つてやる、そして協力を求められまして、各国が協力いたしてあります關係で、出すということになつております。

○菊川孝夫君 これに対して各国の協力規模でございすが、うちは千八百万円出すといふことになつてゐるのですが、大体千八百万円とはじき出すに當つての、隣近所の付合ひといふことを先ほど庄司さんが、お祭りの金の氏子としての出し合ひのやうなものである、こういう御説明でありましたが、これによりまして、家の格に応じて出しておるわけでありすが、これを千八百万円に算定されたイギリス、アメリカ、或いはインドであるとかパキスタンであるとか、こういうやうな諸国との関連を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(伊藤佑二郎君) 例へばアメリカの場合は一億六千八百萬ドルアメリカは出してあります。民間のほうからは七百八十萬ドル出してあります。英國の場合が約百十萬ドルでございす。タイが四百三十萬ドル出てあります。フィリピンが二百萬ドル、パキスタンが三十七萬九千ドルになつてあります。ウルガイが一万ドル、ベネチアが一万五千ドル、アルゼンチンが五十萬ドル、オーストラリアが三十七萬ドル、ベルギーが六萬ドル、ブラジ

ルが二百七十萬ドル、こういうふうになくさん数字が出てあります。

○菊川孝夫君 大体わかりましたが、そうすると国連加盟国は全部出していることになつて、漏れてゐるところはないのでございすか。

○政府委員(伊藤佑二郎君) ソ連國のほうは出してありませんが、ソ連國以外の國が約四十萬ドル出てあります。

○菊川孝夫君 それでは将来、これは相當長く、仮に休戦會議がうまく運びまして、こういう線が実現いたしましたとしても、相當長い間朝鮮戦争で傷めつけられたために、立ち上るまでに相當期間を要すると思ひますのであります。或いは建築資材等につきましては出したほうがいいといふやうなことになつて来ると思ひますのであります。今後この法律によつて、まあ政府は隣近所の付合ひと睨み合して、そうして予算を組んで出していく、こういうふうなつもりでございすか。

○政府委員(伊藤佑二郎君) 外務省といたしましては、恐らく毎年々々要求した規定がございすから……

ます。今後ともそれを続けるだろうと思つております。

○菊川孝夫君 次にお尋ねしたいのは、南朝鮮のほうの難民にこういう物資を将来毎年送るといふことにつきましては、僕らも南朝鮮、北朝鮮を問はず、困つておる隣りの人に品物を多少でも送るといふその趣旨については決して反対するものではないのでございすが、要するに日本の今置かれてゐる立場といふのは微妙なものがあつまして、といふのは賠償問題がまだ全然解決してないので、賠償をほうへから吹つけられておるのでございすが、その賠償といふのはお前のほうはそういう慈善事業にまで金を出す力がついで来たのだから賠償のほうを、こういうやうな関連があるんじゃないかといふこともあつてございすが、その点についてはこれは普通の民間で、庄司さんが一般の家庭生活を例に引いて言われまして、私も家庭生活を例に引いてお尋ねするのでございすが、寄附を出せるやうな力があつたら借金を返せといふのはこれはもう昔からの常例なんでございまして、寄附ができるやうな力がありながら借金を返さないといふのは、どうもその町内では通りが悪い、お祭の醸出にいたしまして……従ひましてこういうものは非常に影響するところがないかどうか。特にフィリピンだとかそれからその他の國の出し方と比べまして、大体俺の所と同じやうなつき合ひができるのじやないかといふやうなこともなると思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(伊藤佑二郎君) この点は国連側からこういう寄附をしてくれん

議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べ願います。

別に御発言もないようでありますので、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。租税特別措置法の一部を改正する法律案衆議院送付の通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は衆議院送付の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条により、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、あらかじめ御承認を

願うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する

願ひます。
 多数意見者署名
 伊藤 保平 菊川 孝夫
 森 八三一 木内 四郎

小林 政夫	黒田 英雄
松永 義雄	岡崎 眞一
西川 甚五郎	堀木 鎌三

○理事(大矢半次郎君) 次に造幣局特別会計法等の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑を願います。

○政府委員(白石正雄君) 先ほどのお尋ねに關しまして、御答弁いたします。日本国有鉄道法につきましては、同法は昭和二十四年の四月一日から施行になつておるものでありますが、その当時においては、お説の通り、只今提案いたしておりますような規定は存在しなかつたのであります。同年の十二月八日に同様の規定が挿入になつております。従いまして現行法といはします。規定が存在いたしますので、従つて特別会計法もこれになつて規定を挿入したと、こういうことに相成つておるわけでありませう。

○菊川孝夫君 ちよつと一言だけ。この法案が衆議院を通過するに當りまして各派大體賛成して通つたように聞いておるのですが、その際に政府側として責任ある答弁として先ほど松永委員から質問いたしました点について、電通公社法の中には「経済事情の変動その他予測することのできない」云々という表現がある。国鉄にも専売にもない。ところが今度この団体交渉をやつて今までの公務員法によつて制限を受けておつたそれ、現業官庁におきましては一月一日から公共企業体等労働関係法の効力の発生によりまして団体交渉権を賦与される、こういうことになつてその処置としてこれは改正がなされたと思ふんです。そうしますと或る程度団体交渉をやつたら幅を持たしておきませんか、午前中の裁定問題に対する論議の過程に対してどうも予算ですべて引括してしまつて、ど

んな場合にも一々国会でやらなければならぬということになりますと、開会中であつたら又別でございませうが、而も一事不再議というやうな国会の原則もありまして、なか／＼むずかしい点が多いと思ひますので、その意味から電通公社法に定められてあると同じやうな例で以て、これらの造幣局の特別会計法以下の各法律の改正案については更に政府では十分検討して、そうして今私が申し上げましたやうな趣旨の改正案を再開明けの国会に提出をする用意があるといふことを言明して、それに衆議院の各常任委員会においても了解を得て、一月一日から効力を発生させる。ところが今これは衆議院がそういうことを了解して通したのでありますが、ここで参議院で修正するということになりまして、両院協議会等やつてもなか／＼一月一日からの効力発生も明日一日だけしか殆んど本会議も開かれないやうな情勢でありますので困難だと思ひます。我々は修正を考へるのであります。これは衆議院と十分連絡をとつてやりますと、両院協議会になつてそれが明日中に議決されないといふことになりまして、一月一日ですから困りますので、衆議院において言明されたやうなことを我々も信賴して一応原案通り通すことにいたしたい、こういうふうな考へるわけでありませうが、その言明をしたのであるかどうか、そういうことをあなた承知しているかどうか。この点を一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(白石正雄君) 衆議院におきましては私の発言といたしましては、何の言明もしなかつたのであります。ただ討論の節にそういう意味の討論が行われたことを承知しております。で、本問題につきましては公社法の三法律につきまして現在お説のやうに統一されておられませんので、公社法を統一的に整備する必要があるといふことを考へまして、休会明けに、来年になりましてこの点について統一的な規定を提案したいといふやうに考へております。従いまして特別会計法につきましても、それと関連いたしましてどのようにするか検討の上措置いたしたい、かやうに考へておるわけでありませう。なお、本法におきましてこのやうな但書を設けなかつた理由は、只今申し上げたやうに公社法自体がまだ統一されてない、従つて憲法上考慮を要するといふ点、そういう点を考慮して、予算上の処置が何らなされておりませんで、法律だけこのやうな規定を設けることは、予算との統一も保たれないといふやうな見地から、但書は挿入しなかつたわけでありませう。

○菊川孝夫君 そうすると、それらの点を十分考慮しまして、そうして更に政府提案として公社法との関連を考へて、団体交渉権の賦与に伴う何らかの処置については、十分検討して、休会明けには提案することにいたしたい。こういう政府としてはお考へてございませうか。一応これは政府として、一法規程長の意見ではなしに、一応政府としてそういうふうな考へるやうに、大體まあ思想統一と申しますか、意見統一ができておるのかどうか、その点を……。

○政府委員(白石正雄君) 公社法との関連をもよく検討いたしまして、検討の結果、何らかの措置をいたしたいといふやうに考へております。

○理事(大矢半次郎君) 他に御発言もないやうであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明かにしてお述べを願います。

○堀本三三君 私は本案に反対するものであります。実はこの規定は、率直に申して日本国有鉄道法、日本専売公社法等に類する規定があるのでありますから、新たに公共企業体等労働関係法に、国の経営しております企業について、これらの事業が入つたからといつて、強いて反対すべきものでないといふふうに考へられることは、これは一つの考へ方でありませう。併し今質疑を通じて明かになりましたやうに、率直に申して、この規定は沿革的に見ますと、実は日本国有鉄道法においても日本専売公社法におきましても初めはなかつた規定であります。と申すのは、公共企業体の労働関係は、団体交渉を待つて規制するべきものであるといふのが法の本旨であります。然るに沿革から見ますと、これが仲裁や定が出ましたときに、公労法の十六条の予算上、資金上の問題となりまして挿入された沿革的なものがあります。それは裁定に対して強いて十六条の規定を適用しようとする政府の意図から挿入されて参つたものであります。それは公労法を作る本旨から見れば、全く違つた方向に行つておる。然るにそれができ上りまして、今申し上げたやうに沿革的にはそういう事情があり、そうして事実上こういう規定が挿入

される根本の問題はどこにあるかと申しますと、予算総則で実は縛りたいといふことが基本になつておる。先ほどの、管理者側に法律によつて給与準則をきめろといふことを、法律できめてやらなければならぬといふ理由は一つもないので、この法規の義務がありますれば、予算総則できめてあるところの給与準則による団体交渉を骨抜きにしやう、率直に言へば、これによつて公社の経営者が団体交渉能力をなくなしちまうといふ重大なる結果を含んでおるものであります。この規定がなくとも何ら支障のないことは、これはもう沿革的にも了承できるし、法の主旨からもそうであるべきである。

〔理事大矢半次郎君退席 委員長着席〕

私が特に反対するのは、今度労働法が改正になりまして、公共企業体等労働関係法に、国の経営する企業については、新しく民主的な方向に行くんだと言つて、これらの事業が加えられた。その際に、本来そういう方向に全部直すべきものであつて、従来、当初あつたが、爾後労働者の団体交渉を骨抜きにしやうといふ規定があつたのを、今度新しく公共事業について起つたのについて、同じやうに右に倣へといふことは、私どもとしては賛成いたしかねる次第であります。この問題について理由を述べますれば、実は私どもとしてはきりがなほ理由がございませうが、併し時間も迫つていて、もう賢明なる委員の諸君は、強いてここで私がいろんなことを申述べなくとも御承知だと思ふ。従いまして私はこういう経営者側、管理者側に関して団体交渉能力をなくしちまうやうな法規の

制定に對しましては、反對の意思を表明する者であります。

○委員長(中川以良君) 他に御発言ございませんか。

○菊川孝夫君 私は本法律案に、一応先ほどの質問に答えられました政府の答弁を参酌いたしました。当面賛成いたしましたと思います。というのは、我々といいたしても、榎木委員が指摘されましたごとく、これは団体交渉能力を予算総則で以て抑えてしまおう、こういう意図で設けられた法律案だと思います。併しながら休会明けの国会におきまして、公社法との関係と脱み合せて、政府のほうでは経済事情の変動その他予測することができない事態に應ずる必要があつて国会の議決を経た金額の範囲内で臨時に給与を支給する場合においてはこの限りでないという趣旨、即ち電電公社のほうに定められてある規定の精神をこれに盛つて、更に改正案を提案する用意がある、必ずやるといふことを言明されましたので、若しもそれが休会明けに提案されないとするならば、これは議員提案でも出して我々は修正する必要はあると思いますが、もう明日から一応当分の間本会議も開かれないうような申合せが大体できたようでありますので、今これをここで修正案を仮にこしらえて衆議院に送りまして、一月一日からの団体交渉の効力発生と間に合わないというふうな結果になつても困ると思ひますので、先ほど申し上げました休会明けには速かに政府が、政府提案として改正案を出すものであるという了解の下に、本法律案に賛成いたしたいと思ひます。

○松永義雄君 私も本案に対して賛成

する者であります。先ほど希望並に早まつた意見を申しましたけれども、その趣旨によつて但書付きで賛成いたします。

○委員長(中川以良君) 別に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。造幣局特別会計法等の一部を改正する法律案を、衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は先例により、委員長に御一任をお願いいたします。存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それから多数意見書の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

伊藤 保平	松永 義雄
西川甚五郎	大矢半次郎
黒田 英雄	菊川 孝夫
森 八三一	木内 四郎
小林 政夫	岡崎 眞一

○委員長(中川以良君) 次回は明日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後六時十一分散会

昭和二十八年一月三十日印刷

昭和二十八年一月三十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局